

議事日程第4号

令和7年9月5日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

~~~~~ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

~~~~~ 出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	鳥	海	隆	太	議員	2番	佐	野	洋	平	議員	
3番	成	澤	和	音	議員	4番	高	橋	千	夏	議員	
5番	関	谷	幸	子	議員	6番	佐	藤	弘	司	議員	
7番	小	久	保	広	信	議員	8番	影	澤	政	夫	議員
9番	植	松	美	穂	議員	10番	相	田	克	平	議員	
11番	堤		郁	雄	議員	12番	山	村		明	議員	
13番	木	村	芳	浩	議員	14番	島	貫	宏	幸	議員	
15番	古	山	悠	生	議員	16番	遠	藤	隆	一	議員	
17番	太	田	克	典	議員	18番	我	妻	徳	雄	議員	
19番	山	田	富	佐	子	議員	20番	高	橋	英	夫	議員
21番	高	橋		壽	議員	22番	島	軒	純	一	議員	
23番	齋	藤	千	惠	子	議員	24番	工	藤	正	雄	議員

欠席議員（なし）

~~~~~ 出席要求による出席者職氏名

市長 近藤洋介 副市長 吉田晋平

総務部長	神保朋之	企画調整部長	畠山淳一
市民環境部長	遠藤直樹	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	我妻重義	建設部長	石川隆志
会計管理者	本間加代子	上下水道部長	安部晃市
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院事務局長	和田晋
総務課長	高橋貞義	財政課長	渡部真也
政策企画課長	伊藤尊史	教育長	佐藤哲
教育管理部長	土田淳	教育指導部長	山口博
選挙管理委員会委員長	玉橋博幸	選挙管理委員会事務局長	竹田好秀
代表監査委員	志賀秀樹	監査委員会事務局長	鈴木雄樹
農業委員会会長	小関善隆	農業委員会事務局長	相田悦志

出席した事務局職員職氏名

事務局長	細谷晃	事務局次長	遠藤桂子
総務主査	飯澤倫代	議事調査主査	曾根浩司
主査	堤治	主任	齋藤舞有

午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号により進めます。

日程第1 一般質問

○島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、本市のひきこもり対策について～孤立を防ぐ支援の形～外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕 (拍手)

○8番（影澤政夫議員） おはようございます。市民平和クラブの影澤であります。

まずもって、早朝から傍聴にお越しいただきました市民の皆様、そしてユーチューブのライブ配信を御覧の皆様、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速、発言通告に従い、次の3項目について質問いたします。いずれも制度と現場がかみ合う支援体制の構築という共通の視点から、地域の実態に即した政策展開を求めるものであります。

大項目の1、本市のひきこもり対策について～孤立を防ぐ支援の形～。

本市では、若年層を中心としたひきこもり支援が行われておますが、長期化したケースや中高年層への支援はまだ十分とは言えないのではないかでしょうか。御家族の高齢化、生活困窮、地域との断絶など複合的な課題が絡む中で、支援の手が届いていない層への対応が急務だと考えます。

もちろん、今まで相談窓口や支援事業が展開されてきておりますが、例えば本市の公式ホームページに掲載されている情報は、2024年度のチラ

シPDF1枚のみで、支援の全体像、そして支援に至る動線が非常に不明瞭であり、国のひきこもりVOICE STATIONなどの紹介もなく、情報発信の脆弱さが支援の入り口を狭めている現状は改善の余地があると考えます。

また、支援事業の多くが民間委託である中、市として主体的な関与や支援体制の構築が十分とは言えないのではないかでしょうか。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

小項目の1、本市のひきこもり支援の現状と課題について～届いていますか～。

本市における中高年層や長期化したひきこもりの実態把握はどのように行われているのか。

また、支援者育成や地域連携の体制整備について、どのような課題認識と改善方針を持っておられるのか、お聞かせください。

次に、小項目の2、本市における今後の支援拠点整備の可能性と方向性について。

令和7年度の国の予算案には、ひきこもり支援ステーション事業が新たに盛り込まれています。相談、訪問、居場所、就労支援を一体的に担う拠点整備が目的であり、市町村レベルへの展開と国庫補助も予定されております。

本市としても、既存施設や民間団体との連携を通じて、支援ステーションの導入を検討する好機ではないでしょうか。

孤立を防ぐ支援の形を地域に根差して構築するために、現状の課題と今後の方向性について、具体的な御見解をお伺いいたします。

次の質間に移ります。

大項目の2、障がいのある人の「働く」を支える地域とあるべき制度について。

障がいのある方々が自分らしく働く場を持つことは、社会の温かさを映す鏡です。就労支援事業所は作業場であると同時に、通所者が、ここで働く意味を感じられる心の居場所でもあると思います。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

小項目の1、障がい者就労支援施設の工賃の現状と課題について。

令和6年度の報酬改定では、平均工賃が月額3,000円を下回ってはならないという最低基準が新設されました。この基準が市内各事業所で適切に履行されているか。また、工賃向上に向けた販路支援、設備投資、人材育成などの支援が十分に機能しているか。当局の御見識をお聞きいたします。

続いて、小項目の2、障害者優先調達推進法の活用状況と本市の対応について。

御存じのように、障害者優先調達推進法は、障がい者の経済的自立と社会的包摶を支える画期的な制度です。

しかし、本市では調達実績が前年比で大幅に減少しており、制度の意義や工賃向上への理解が十分に浸透していないのではないかと懸念してございます。

調達目標の設定において、障がい者の就労支援と工賃向上に資する視点を持ち、地域全体で働く場を支える理念に立ち返って行う取組が求められるのではないかでしょうか。

制度と現場がかみ合う支援体制の構築に向けて、実績の検証と目標の再設定について、当局の御認識をお伺いいたします。

次に、小項目の3、農福連携による生産性向上と地域資源の活用について。

国が推進する農福連携は、地域資源を生かした支援の仕組みとして、今後ますます重要になると考えます。

農地の提供、外郭団体の支援、メンターの配置、既存農機具の活用などなど、行政と地域あるいは団体が伴走する体制を整えることで、通所者の働きたいという思いに応えられる支援が可能になると思います。

したがって、本市が率先して制度設計と実践に取り組むことで、地域資源を生かした共生のまちづくりが、より確かなものになると信じております。

ですが、その具体的な支援メニューのお考えと実績、さらに今後の展望についてお尋ねいたします。

最後の質問に移ります。

大項目の3、本市職員の兼業規定の在り方と今後について。

自治体を取り巻く情勢は変化する中、地方公務員制度の理念や運用が今の時代にふさわしいものとなっているかが問われています。

総務省では、令和5年より検討会を設置し、令和6年には地方公務員の働き方に関する分科会が発足。公務員の兼業の在り方についても、本格的な議論が進められています。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

小項目の1、本市職員の兼業解禁について。

本制度導入に当たっては、ガイドラインなどの運用指針整備が不可欠であると考えます。現時点での整備状況、そして、その必要性について当局の御認識をお聞かせください。

また、そのガイドラインなどの運用指針が現状整備されているとしても、実際の運用において、その透明性や妥当性が確保されているのかどうか。制度の趣旨に照らして、現場での判断が適切に行われているのか。その実態と課題認識について、当局の御見識を伺います。

次に、小項目の2、本市職員の兼業解禁で目指すべき地域貢献の姿について伺います。

國の方針では、地域貢献型の兼業制度の推奨が示されており、本市としても、その方向性を踏まえた制度整備が求められるものと考えますが、いかがでしょうか。

その点において、本市職員の兼業を認める場合、目指すべき地域貢献の姿とはどのようなものとお考えでしょうか。

そして、それらの制度設計に向け、どのような検討が進められているのかどうか、お伺いいたします。

本市においても、様々な制度と現場の往還を促す観点から、兼業制度の整備は地域貢献活動の活

性化に資する可能性を大いに秘めています。

しかし重要なのは、職員個人の自由、自発性、地域貢献への意欲をいかに尊重し、制度の中で確実に担保していくかという点です。創造的な兼業職員の力に依拠し、現行制度やサービスの不備を補完するような制度設計に陥っては本末転倒であり、制度の持続性を損なうことにもなりかねません。

その点も含め、当局の御所見をお知らせください。

以上3項目の質問を通じて、本市が地域課題に即した能動的かつ本質的な制度設計を進めることを強く期待し、演壇からの私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目1、本市のひきこもり対策について～孤立を防ぐ支援の形～と、大項目2、障がいのある人の「働く」を支える地域とあるべき制度についての（1）と（2）のうち、障害者優先調達推進法の活用状況と目標の再設定についてお答えいたします。

初めに、大項目1の（1）本市のひきこもり支援の現状と課題について～届いていますか～についてお答えいたします。

本市では、米沢市ひきこもりサポート事業をNPO法人に委託し、相談事業、訪問事業、居場所の設置・支援などを一括して実施しています。

令和6年度の相談件数は454件、相談者数90人、うち新規相談者数は54人となっています。相談者90人のうち、当事者からの相談が62人であり、当事者からの相談が多い状況でした。

相談者の年齢層としては、30代が一番多く、次に50代以上となっており、性別では男性よりも女性が多い傾向にあります。

また、事業を通して把握している現状としては、ひきこもりの長期化、高齢化、そして女性の増加

傾向があると捉えております。

本市のひきこもりの実態については、十分に把握できている状況にはないことから、今年度、民生委員の方にアンケート調査を実施し、民生委員の活動の中で把握している潜在的なひきこもり状態にある人の情報を収集し、実態把握に努める予定です。

複雑化する相談などに対応するためには、専門性と経験を有した人材の確保、育成が重要であると考えており、現在、委託法人とも情報の共有を図りながら、人材の確保、そして人材の育成に努めているところです。

また、山形県のひきこもり相談自立支援センター立ちにおいても、支援者的人材育成を行っていることから、県との連携も図ってまいりたいと考えております。

ひきこもりの方の自立に向けた取組として、就労や社会参加がありますが、本市の現状として、サポート事業における居場所への参加にはつながるもの、居場所から就労、さらには社会参加につながらないことが課題であると認識しております。

要因としては、当事者の生活リズムの乱れや対人関係への不安や恐怖などがあるほか、ひきこもりの長期化による社会との断絶などから、当事者へのアプローチの困難さがあると考えております。

このような一機関では抱え切れない複雑なケースに対しては、多方面からの支援が必要であり、また多様な生き方が許容される社会であることが求められており、地域の中での連携体制は大変重要だと考えています。

体制整備に当たっては、先進地事例を参考にするとともに、ひきこもりの実態を分析し、民間団体、教育機関、民生委員など関係機関との連携の在り方について検討してまいります。

次に、（2）本市における今後の支援拠点整備の可能性と方向性についてお答えいたします。

本市のひきこもりの現状として、長期化、高齢化、そして女性の増加と捉えていることから、支援の対象については、年齢や属性によって区切るのではなく、幅広く支援していくことが重要であると考えています。

国は、ひきこもりサポート事業の段階的な充実策として、ひきこもり支援ステーションの設置を推進しています。

本市においても、ひきこもり支援の核となる支援ステーションの重要性は高いものと認識しております。

本市のひきこもりの実態、ひきこもりサポート事業での課題を踏まえ、米沢版ひきこもり支援ステーションの設置に向け研究してまいります。

次に、大項目2の（1）障がい者就労支援施設の工賃の現状と課題についてお答えいたします。

工賃については、就労継続支援B型の運営に関する基準において、利用者それぞれに対し支払われる1か月当たりの工賃の平均額は3,000円を下回ってはならないこととされております。

県が3年に1度実施する事業所への運営指導において、1月当たりの平均工賃が3,000円以上になっていることを確認し、下回っている事業所はないことから、本市において指導対象となる事業所はないと考えております。

第五期山形県工賃向上計画では、事業所が行政機関に求める支援として、取引のあっせん、紹介などの受注機会の確保、拡大に対する支援を挙げています。

本市でも、就労継続支援B型事業所の増加に伴い、多様な商品が製作されるようになった一方、販売の機会が限られていることから、令和6年度に初の試みとして、道の駅米沢での販売イベントを実施したほか、市役所1階市民ホールでの販売や障がい者芸術作品展開催期間、マルシェ形式による販売イベントを行いました。製作者である障がい者自身が販売したこと、商品のこだわりや思いを直接伝えることができたこと、購入者から

は、障がい者の思いを聞きながら購入できたことは大変よかったですとの声をいただいております。今後も、新たな販路拡大に向け支援を行ってまいります。

人材育成の支援については、市内の事業所からも課題として挙げられていることから、本市の地域自立支援協議会の就労支援部会では、就労に関する知見を深める研修会等を開催しており、令和5年度には山形県共同受注センターの担当者を招き、工賃と共同受注生産の利用、センターの利用をテーマに話を伺いました。

令和6年度には、工賃向上と就労支援の課題について話し合い、現状における課題の共有を行っております。

参加者からは、利用者の障がい特性のほか、在宅就労やテレワーク、短時間勤務など多様化するニーズへの対応が課題となるといった声も聞かれました。

今年度は実施予定をしておりますが、内容等につきましては現在検討しております。

設備投資への支援につきましては、現在、国や県の補助金等はなく、また市の単独事業として補助することは困難であることから、国や県の補助金などが創設された場合は、各事業所へ速やかに情報提供を行い、適切な対応に努めたいと考えております。

工賃は、利用者の経済的な自立や生活の質の向上につながることから、市としても、各事業所の最低賃金遵守を確保することはもとより、利用者の登録状況や定着率、事業所の運営状況などを定期的に把握していきたいと考えており、確認した状況等を踏まえ、事業所と情報の共有を図りながら検証していきたいと考えております。

次に、（2）障害者優先調達推進法の活用状況と本市の対応についてのうち、活用状況と目標の再設定についてお答えいたします。

本市における障がい者就労支援施設からの物品等調達の実績は、令和6年度は再調査した結果、

物品、役務を合わせて約410万円で、目標額を達成いたしました。令和5年度は合計で約402万円でしたので、令和6年度は約8万円の増額となりました。

現在、市の単価契約として2つの物品があり、このほかにも市道樹木剪定業務などの役務の提供が行われており、物品等調達の実績は年々増加しています。

優先調達については、全庁的な働きかけを行うほか、今後は施設の指定管理者に対しても、所管する各課の協力を得ながら働きかけを行うほか、工賃向上のための受注機会の確保に努めていきたいと考えております。

物品の購入などは、必要とする品目や必要量など年度によってばらつきがあることから、目標額の設定については、現在同様、前年度の実績を基準に定めていきたいと考えております。

私は以上です。

○島軒純一議長 神保総務部長。

[神保朋之総務部長登壇]

○神保朋之総務部長 私から、地域の障がい者事業所の実績を踏まえた調達品目の拡充や発注機会の創出に向けた具体的な取組はあるかのうち、現状について回答させていただきます。

契約検査課では、年間を通じて納品が可能である定期的に購入するものは単価契約を行っているところで、現在、障がい者就労施設とは、花苗と液体洗剤の単価契約を行っています。

今後、新たな品目が拡充された場合、年間を通して納品が可能で、定期的に購入するものであれば、単価契約を行うことは可能と捉えております。

続いて、御提案いただきました各種提案モデルの中で、様々な契約設計力の強化等々ということでございましたが、契約検査課で扱っている契約につきましては、200万円以上の工事や、工事に伴う業務委託、印刷業務、取得単価が3万円以上の物品購入になるところで、これ以外の契約につきましては、各課が契約検査課で作成しました契

約事務の手引きに基づき契約を行っているところです。

現在の契約事務の手引きには、障がい者就労施設等において製作された物品の購入と役務の提供を受ける場合は随意契約が可能としか明記されておりません。今後、米沢市障がい者就労施設等からの物品等調達方針を手引に掲載するなど、障がい者就労施設等との優先契約に関する事項を追記したいと考えているところでございます。

続きまして、大項目3、本市職員の兼業規定の在り方と今後についてお答えいたします。

初めに、小項目1、本市職員の兼業解禁についてでございますが、まず本市における職員の兼業に関する現状について御説明いたします。

議員お述べのような公益性の高い兼業、地域課題の解決に貢献できる兼業を積極的に認める制度は十分に整っている状況ではございませんが、現在の社会情勢等を見ても、議員おっしゃるとおり必要なものであると考えているところでございます。

一方で、全体の奉仕者たる公務員として、職員には職務専念義務があり、営利企業への従事等に関して、地方公務員法第38条により制限が設けられ、任命権者の許可を受けなければ営利企業等に従事することが禁止されています。

許可には基準を設け、農業、不動産経営、団体の役員等、一定の事業に限り許可しているところです。

また、これらに該当する場合であっても、原則として、営利企業等に従事しても、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、当該営利企業との間に利害関係を生ずるおそれがないこと、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことを必要としています。

議員お述べの地域貢献型兼業制度に相当する制度を導入する場合には、先ほど申し上げた営利企業従事許可の3つの原則、1つ、公務能率の確保、

2、職務の公正の確保、3、職員の品位の保持ですが、これらの原則を充足する規定を盛り込んだガイドラインの整備が必要と考えます。

具体的には、職員の心身の疲労や公務への影響を防ぐため、兼業活動の時間に上限を設けること、透明性を確保し、職員が住民の信頼を得ながら兼業活動を行えるよう、許可基準、許可手続を公表することなどをガイドラインに盛り込むことが必要と考えているところです。

次に、小項目2、本市職員の兼業解禁を目指すべき地域貢献の姿はについてお答えいたします。

御質問中ありました地域貢献型の兼業制度の整備に関して、その認識についてですが、このような制度を導入している団体が県内外に一定数あることは承知しております。

また、この兼業制度には、地域課題に直接携わる兼業活動を通じて課題解決に寄与することで、住民満足度が向上する、公務員である職員と市民が直接関わる機会が増えることで、市民との信頼関係が強化される等、様々なメリットがあると認識しているところです。

一方で、兼業の内容については、公務員が特定の団体と結びついているように見え、住民からの信頼が損なわれる、心身の疲労が蓄積し、公務への悪影響が出るといったリスクも考えられます。

また、兼業を許可した場合に、兼業先の勤務時間数を確認する必要があるなど、現行業務に大きな影響を及ぼす課題もありますので、段階的にではございますが、他団体の事例を研究しつつ、現行の基準を見直してまいりたいと考えております。

また、御質問中ありました、職員の知見を生かす仕組みづくりという観点では、公務で培った職員の知見を地域に還元することの重要性は認識しております。

また、職員からも、自身のスキルを生かした兼業を希望する声が聞こえているところです。

さらに、兼業による活動で、職員が新たな知識

や技能を習得できる、スキルアップできるといった観点でも、過去の複数の議員から御質問いただき、そのメリットも認識してございます。

繰り返しになりますが、兼業が地域と職員の双方に有益なものとなるよう、段階的にではございますが、現行の基準を見直し、整備してまいりたいと考えているところです。

私からは以上です。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

〔我妻重義産業部長登壇〕

○我妻重義産業部長 私からは、大項目2の(3)の、農福連携による生産性向上と地域資源の活用についてお答えいたします。

本市では、第2次米沢市農業振興計画において、今後の施策の一つとして、農福連携の推進を掲げており、農業者や福祉事業者へ農福連携の取組を発信するとともに、山形県農福連携推進センターと連携し、農福連携を推進していくこととしております。

本市における農福連携の状況につきましては、今年4月末時点で市内5つの就労支援事業所が本市及び周辺市町の5つの農業法人等の委託を受け、水路掃除や剪定枝の集め、選別や袋詰めなどの作業を行っております。

農福連携の活用により、年々農作業に従事する事業所利用者の延べ人数は増加しておりますが、そのほとんどは一部の作業であり、作物の栽培から収穫、出荷するまでの一連の作業を行うまでには至っていないのが実情であります。

その要因といたしましては、農業の現場では、農地を耕すことから始まり、収穫、場合によっては加工までと作業が多岐にわたることから、障がいをお持ちの方にとっては長時間の作業が困難であったり、できる作業内容が限られたりするなど、一連の作業を全て行うことが難しいことが挙げられます。

また、農業者側においても、障がい者の方へのスキルに合わせた業務を創出しなければならな

いことや、個々の特性や経験に応じて、農業技術を習得するための支援体制が必要となること、さらには農作業を安全かつ継続的に行うためのトイレなどの環境整備がまだ進んでいないことも課題の一つとなっております。

一方、国では農福連携のさらなる推進を図るため、農福連携等推進ビジョンを策定し、農福連携等の推進に向けた新たなアクションとして、農福連携等に取り組む主体数を1万2,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を掲げ、地域単位での仕組みづくりや障がい者等が働きやすい環境の整備、地域における多様な連携の推進や、専門人材の育成と活躍の場の確保など、官民を挙げて実践していくこととしております。

このような国のビジョンを踏まえ、本市としましては、山形県農福連携推進センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、作業を委託する農業者と受託する福祉事業者がそれぞれ求めている作業内容の見える化や、農福連携に関する国や県の各種補助制度の活用の周知を図りながら、農業者等に対し就労支援事業所への積極的な作業委託の働きかけを行い、農福連携がより推進されるよう、引き続き努めてまいります。

あわせて、議員お述べの農地の確保や農機具の支援、メンターの配置などの支援の構築を進めることで、障がいを持たれている方が長く農業に従事できるようになるとともに、地域との交流の促進も期待されますので、先進事例を参考にしながら、農業分野及び福祉分野の関係機関と連携し、本市の実情に合った支援体制の構築ができないか研究してまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 御丁寧な御答弁、誠にありがとうございます。

項目を追って、第2の質問ということになるわけなのですけれども、やはり実態の把握というこ

とにつきましては、これはひきこもりの関係でございますけれども、一番の出発点ということだと思います。

どなたかの議員の方々もおっしゃっておりましたけれども、今年、NHKのプロジェクトXで、お隣の秋田県で、ひきこもり者をゼロにし、それの方々に合った支援を展開したという御婦人のドキュメンタリーが放映されたということで、その最初の出だし、特に中高年の方であったり、長期化したケースというのは、地域との断絶ということがあって、誰かが引っ張り出してくれないと、なかなか支援の窓口に来て、これから対応ができない。これが実態でございます。

先ほどの部長答弁では、不十分な点があるにしても、一定程度は把握されているということでございました。それも、取りも直さず今民間の事業者の方々が一生懸命対応されている結果であろうと思うのですけれども、あの制度が本市独自の制度と申しますか、居場所の関係とか、あるいは県のそういう支援の関係の、それをさらに市が民間に委託されるというときに一番議論になつたのは、いわゆる実態把握のためのアウトリーチ、この対応をどうするかということが、私も含め様々な質問、議論展開となつたということを記憶してございます。

その辺のところは今進めているということと、今後の、いわゆる支援活動の中で、その辺が一番大事だということはもちろん御認識だと思うので、予算措置も含めた対応ということについて、具体的に考えていらっしゃるのかどうか。お伺いいたします。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、大変重要な課題の一つということで、健康福祉部の中では捉えております。

今、話のありましたアウトリーチに関しましては、現在でも委託事業所で実施していただいている状況ではあります。ただ確かに、壇上でも少し

申し上げました人材の確保、育成というのが、やはり一番、支援をするに当たっては必要なことになりますので、その件につきましては今、委託事業者とも話をさせていただきながら、予算措置に向けて頑張ってはおりますけれども、なかなか難しいところもございます。できる限り頑張っていきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 重層的な支援ということを言わせてから久しいわけでございますけれども、今回部長の御答弁の中にもございましたが、例えば民生委員の方々とか、そういった地域資源を生かして対応も考えていらっしゃるというお話をございました。

しかし、いわゆる1回の訪問であったり、あるいは情報によって、そこにお邪魔するということ自体が難しいという方もいらっしゃいますし、当然お会いになってから、さらに2回、3回という訪問が発生してくると。こういった部分について、いわゆる今まで頑張ってこられていらっしゃる民間事業所はもちろん、そのほかに、民生委員の方々にそういった職責ということになった場合、これは具体的な、今までの職責と近いものがあるのかもしれませんけれども、その労苦を考えると、それなりの保障がないと継続しないのではないか、あるいは実態が伴わなくなってしまうのではないかという懸念がございますけれども、その辺のちょっとした予算措置ということについては、お考えはどうでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、民生委員の方にお願いしようと考ておりましのは、先ほども壇上で申し上げたように、まずは実態の把握というところで考ておりまし。それは、相談など行つていただき、今までの活動の範囲の中で情報を取りまとめさせていただき、実態を把握していくということになります。

今後、事業の推進に当たって、また展開、拡充

に当たって、民生委員の方にどのような御協力をいただけるかも含めまして、それに伴う財政的支援が何かあるのかというところにつきましては、今後研究させていただければと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ゼひその辺のところは御検討いただきまして、そういう部分での保障といいますか、そういう代価ということについて、あまり申し述べたはありませんけれども、やはり必要なことだと思いますので、ゼひよろしく御検討をお願いしたいし、早急にそこは対応いただきたいと思います。

さて、本市のホームページといいますと、私が議員になりたての頃は、申し上げたことを少し記憶しておるのですけれども、ひきこもり対策と引きますと、米沢市の、8年まで、まだなっていないです。そうすると、若者無業者という表現が出てまいりました。これは国でも使っているような言葉ですから、当時は。そういうことで、それは少しおかしいのではないかと。そういう、いろいろと思ひがあつて引き籠もっている方が、米沢市でどういう対応してくれるのだろうか、まず、やはりネットで見るということになったときに、若者無業者ではいかがなものかということを申し上げた記憶がございます。

以後、ひきこもり対策ということで、文言的にも非常に一般化してきているということでございますけれども、演壇でも申し上げましたとおり、そこが情報発信の一つの起点になるのではないかと思ってございます。

それぞれ各市内の民間の事業所でも結構な、それこそすばらしいクオリティーの高いホームページはつくっていらっしゃって、様々展開はあります。しかし、その基本となる本市の政策そのもののホームページがPDF1枚では果たしてどうなのかということとか、そこからまず国の、あるいは県のそういう福祉のページ、ひきこもりについてのページにつながるという、一つリンクも

ありながら、もう少し充実させるべきではないか
と思いますが、いかがですか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 御指摘ありがとうございます。早急にホームページに閲しましては、内容を検証させていただき、より正しい、詳しい情報発信、そのように努めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 早速そこはお約束いただきたいと思いますし、本市のホームページのクオリティ一度が低いとは申し上げませんけれども、どうも文字が多いような気もしております。これは健康福祉部に限ったことではないので、ここでは控えますけれども、少し楽しくなるようなことと、それから支援の動線が見えるような、あなたの場合はこうだと。

前にも、健康福祉部の非常に多岐にわたる制度、国の制度、大変なわけですね。職員の方も御理解に、そして説明するなんていうことになれば大変だから、そういうアプリをうまく連動するような、それで利用者側が簡単にではないでしょうかけれども、どの窓口に行けばいいか、どういう相談、県に行けばいいか、国に行けばいいのか等も含めて、そういったアプリの開発といいますか、ホームページの対応のみならず、そういったところも一つ具体的に御検討いただければと思ってございました。

この間、6月に申し上げたばかりですから、今なっているわけはないと思いますけれども、ぜひその辺の御研究についてもよろしくお願ひしたいと思います。

今後、国の制度ということで、非常に国もこのまま看過できないということの思いで、今回そういった予算措置も含めた大規模な、今まで県レベルまでしかなかったものを、今度は市町村レベル、そういった支援センターをつくりたいということも含めて対応されているわけですから、ぜひア

ンテナを高くして御対応いただければと思います。

次の質問の分に移りますけれども、実は私、調達物品の関係のホームページを拝見したときに、9月2日までは、実は目標額は幾らでということだったのですけれども、ホームページ上では実績が232万円しか載っていなかったのです。したがって、達成率は五十何%ということで、部長が演壇でおっしゃったような部分については、そういう指摘を私がした上で、変更されたと認識してございます。

なぜこのようなことが起こるかということよりも、ただ9月2日まで、それは一般化していたわけです。情報として見られる方からすれば、何だ、米沢市の物品調達関係では半分ではないかと見られていたということなのですけれども、同時に挙げられているのは令和7年度の目標、その他もろもろでございました。

私が申し上げたいのは、そこなのです。令和7年度は、前年、私は間違っていた数字が載っていましたとお話ししました。令和6年度の実績は232万円でしたから、その実績そのものが令和7年の目標値になっていたということです。

このたびお気づきになって、目標額を四百何十万円という形にしながら、そして、もう一枚のほうの実績値が四百何十万円ですから、目標値のページもその金額になってございました。

要するに、本市の、いわゆる物品調達の目標額の設定については、前年度実績、イコール、次年度目標。私は、法の規定の理念からしても、これでいいのかと少し思うわけです。

その辺の対応といいますか、目標のつくり方、果たしてそういう気持ちをお持ちの事業者と明確にお話合いをしながら、あるいはもっと頑張ってくださいと。そして、工賃を上げましょうという呼びかけを本市で行っているのかどうかも含めて、お聞かせください。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 このたびホームページに記載させていただきました数字については、議員お述べのとおり、お話をいただいたときから見直しをさせていただき、修正させていただきました。御指摘いただき、ありがとうございます。

今回、目標数値の設定については、担当課内でも協議させていただきました。ただ、先ほども壇上で申し上げましたように、確かに購入する品目については、年度で必要となる物品など、特になのですけれども、必要となる量などにばらつきがあるということもあり、なかなか目標数値の設定をどうしていくかというところについては、まだ少しお時間いただければと考えております。

ただ、今後も販路拡大という点については、今まで事業所だけに任せた部分もあったかもしれませんので、より積極的に、特に継続して購入できるもの、ちゃんと品物が納入できるものというところも、単価契約に載せられるものということで、先ほど総務部長からも話がございましたので、そのような中で、目標数値というのをどう見いだすかについては検討させていただければと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひその辺のところは、これはやはり本市から主導していただきないと、そういった会議も聞き取りも含めて、ぜひ対応していただきながら、今後は目標値の設定も1,000万円とか2,000万円とか行くぐらいの御対応をお願いいたします。

それと、もう一つは、調達方法と実務対応というところで、先ほど総務部長から御丁寧な御答弁はありましたけれども、障害者優先調達推進法の関係については、むしろ事業者側に規定、規約、制約はないはずだと私は認識してございます。要は、物品調達に関するこちら側といいますか、当局側の、いわゆる規制、制約が存在しないかどうか。その辺のところはいかがですか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、障害者優先調達推進法などによって、障がい者施設等ということになりますけれども、そことの物品調達における随意契約を行うことが可能ということで認識しているところでございます。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そうあるべきだというこの法の趣旨の御説明だと思いますけれども、具体的な事象を少し申し上げますと、トイレットペーパーは、もちろん米沢市内でトイレットペーパーの生産をしていらっしゃる事業所ということについては、私は確認してございませんけれども、県内的に見ると、トイレットペーパーを生産していらっしゃるという事業者もあると。そのトイレットペーパーを、いわゆる商社的に卸して、本市の事業所が一定程度対応されたいというお気持ちもあったやに聞いてございます。事象がございました。

その際に、当局から一定程度言われた中身は、これは又聞きではないのですが、確認を取ってございませんから分かりませんけれども、まずは卸ということについて果たしてどうなのかと。それと、もう一点、この種、消耗品の関係については年間、つまり1年分を対応していただきたいという制約があったやに聞いてございますけれども、これは先ほど部長もお述べのような法の理念に照らせば、あり得ないと思うのですけれども、実際にあったやに聞いてございましたので、その辺のところはいかがですか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 こちらの質問に関する聞き取りの中で、議員からそのような指摘があったということで報告は受けているところでございます。

事例としては4年程度前ということで、申し訳ございませんが、正式な、こちらでも記録が残っていないところでございます。確かに法の趣旨ということをご存じますし、どのような考え方でそういう対応になったのかということも含めて、確

認を今進めている最中ですので、申し訳ございませんが、お時間いただきたいと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 何かのボタンのかけ違いだと思いますけれども、ぜひその辺のところを調査していただきまして、今後そのようなことがないようにお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

次に、農福連携でございます。産業部長、ノウフクの日を御存じですか。いかがですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 たしか11月29日だと思います。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） その日はどういう日かも含めてお伺いしたかったのですけれども、11月29日、間違いございません。

そのイベントということをどの程度御認識されていらっしゃいますか、現状。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 イベントの内容までは承知していなかったところです。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 農福連携で、産業部長が演壇にお立ちになるということについて言えば、国の所管が農林水産省ということで、これは厚生労働省ではないということなので、あえて御登壇いただいているわけなのですけれども、事が福祉に関する中身であるということと、いわゆる工賃も含めた通所者の方々の一定の労働条件、あるいは職業選択の、一つの就農という選択肢も含めて、国が力を入れようとしている中身です。

農福連携の11月29日ぐらいといいますか、その期間において様々なイベントが計画されてございます。中には、ネット・デ・マルシェみたいなものもありますし、もしかすると米沢市のそういった農福連携で対応されている事業者の生産物も本来はそういった、その期間のセール期間に上げることも可能だと、そういう施策もできるわけ

です。

あるいはまた、これは福祉部門に関する中身になるかもしれませんけれども、農福連携に参加するということで言えば、賛助会員になるということもありますね。山形県の画面で確認しましたら、結構ある、賛助会員。有限会社もあれば、社会福祉法人もある。しかし、米沢市は一つもないです。

その辺のところをどのように持っていくかということと、先ほどのノウフクの日のイベントに何がなされて、どうするのかということも含めて、本市で何かやるということよりも、それこそ事業所にアピールをすべきではないですか。

先ほども申しましたけれども、国の所管は農林水産省。福祉は関係ないよではないはずなので、それを、11月29日にこんなことが行われますと、いかがでしょうかということの対応を産業部長がやるべきなのか、健康福祉部がやるべきなのか、よく分かりませんけれども、いかがですか、その辺のところは。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 11月29日に大規模な、東京とか大阪でイベントがあるようですので、そういう内容を確認させていただいて、どういった周知ができるかですが、できるだけ周知できるように努めてまいります。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひそうしてください。お願いいたします。

農福連携等応援コンソーシアム参加団体、こういうものがあるのです。いいですよね、コンソーシアムの参加団体。賛助会員ということになるで、それなりの会費も生じるのかと、私は確認しておりませんけれども、そういうことも含めて対応していく。そして、外郭団体の方々ともいろんな議論をしながら対応していく。これはぜひやっていただきたいと思いますので、関心事ということでつなげていただきたいものだと思います。

御答弁の中でもありましたけれども、具体的な

施策の一つとして、私は前から申し上げているとおり、今度の農業政策の中でも、計画の中でも、一定程度、就農人口を増やすということがあり、その方々には、やはり中古農機具の貸出しから、メンターの伴走も含めてお願いしている中身があるので、それと同程度といいますか、その施策と一緒にになった農福連携ということをぜひ推進していただきたいのですけれども、いかがですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 農福連携に限らず、議員からも、そういった機具の貸出しなり譲渡というところのお話をいただいているので、そこは全体的に今後検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ありがとうございます。
ぜひ前に進めていただきたいと思います。

制度があるのと、実際に現場で進むということ、これはまるきり違う話ですので、制度があるからいい、国がやっているからいいでは困りますから、ぜひ本市として独自の対応をお願いしたいと思ってございました。

最後の質問に移りますけれども、非常に職員の方々の兼業解禁なんていうことで、解いて許すということになるから、解禁なのでしょうけれども、実態と、それから市民の方々から受ける印象ということについて少し心配するところはあるのですが、やはり国が兼業と言っている以上、副業と兼業は違うので。

部長お述べの、今までのような対応、例えば不動産業であったり、それから農家であったりということのイメージは、要はアパート経営をされていた親から、その方に代が譲られた。そのままで少しうまくないから、そんな格好でしよう、はつきり言って。農家をやっております。一定程度収入があります。父親から、自分が今度農業をします。その程度なのです。それも大事なことですけれども、私は実は去年、会派の研修の中で勝山市を視察させていただきました。

勝山市も、あそこにはジオパークなんていうすばらしい県の恐竜の博物館があるわけなのですけれども、立地されている勝山市そのものは大変人口も少なく、行政側の、いわゆる人数も限りがあるということ。先ほど、演壇で格好のいいことを言いましたけれども、今の行政の補完となるようなことはよろしくないと言いましたが、これを考えていかないと大変なことになると思ったのは、行政でやり切れないところについて、勝山市においては地域課題そのものを各コミセン単位のように振ってしまうわけです。お金をやりますから、どうぞ地域のためになることを考えて、おたくたちでやってください。担当の方も、これは行政の放棄かと、これでいいのかと思いつぶながら、そういう施策を今やっていらっしゃる。

これでいいのかと言えば、これは当然いいわけがないと私は思うのですけれども、具体的にそうなっていく可能性がある。

そういった中で、兼業ということを、私は先ほど演壇では本当に格好のいいことを言いましたけれども、可能性の中には、やはり一部補完というのも出てくる。ただ、そのときに、行政が行き詰まってから様々なことを検討されるより、今本気になって、職員の兼業も含めて、地域貢献、そういったものに資する施策に、明確に全庁内が語り合い、協議しながら、やはり制度をつくっていく必要があるのではないかと。

その意味で言ったら、そのガイドラインということについては非常に、時間をかけるのがいいのか悪いのか分かりませんけれども、真摯に職員の方々、あと、これから行政も含めて、総合計画に盛り込むぐらいの対応がないとまずいと思うのですけれども、その辺のお気持ちは、今後の方針として、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 議員お述べのとおり、現在の社会情勢といいますか、米沢市はもちろんですけれども、様々な地域活動などにおいて、行政もそ

うですが、担い手が不足していることは承知してございます。

兼業についての総務省の通知でも、兼業が地域や社会が抱える課題解決に寄与するということを、国も言っているところでございます。

また改めて、こちら行政の職員側としても考えなければならないのは、米沢市人材育成基本方針がございまして、3つの職員像の一つに、「市民とともに積極的にまちづくりを推進する職員」ということも掲げてございます。

自らの業務の枠にとどまらず、市民目線で、市民と協働する職員を育成していきたいと考えておりますし、そういったニーズもこれから、議員お述べのとおり、強くなっていくかと感じているところでございます。

現在、まだ制度としては整っていませんけれども、こちらの方向に向けて進めていけるように頑張っていきたいと思います。

○島軒純一議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、地域コミュニティ活性化を基盤とした持続可能なまちづくりについて、1番鳥海隆太議員。

〔1番鳥海隆太議員登壇〕（拍手）

○1番（鳥海隆太議員） それでは皆さん、おはようございます。一新会の鳥海隆太でございます。

9月に入りまして、道路を朝に通行していると、やはり学生の方の姿が目立つようになってきました。長い夏休みが終わって、新しい学期で、そ

の中で頑張ろうという顔つきの子供たち、また学生など一生懸命登校している姿が目に映るようになりました。やはり9月なのだなと思う次第であります。

本当に時間が過ぎ行くというのが早いもので、子供にしてみたら、先ほどの夏休みなんかはあつという間だったのかどうなのかというところなのですが、思い返してみると、皆さんも一緒かと思うのですが、夏休みとか、そういう休みが待ち遠しくて、長く、それまで感じたものですが、いざその期間に入つてみると、宿題を忘れるくらい短く感じたと思うわけであります。

この時間の過ぎゆく速さというのは一体何だろうと。ただ太陽が昇つて沈む。そういう時間だけではなくて、心の中の時間というのもあるのかと感じた次第でございます。

また、9月というと、思い返してみても、いろんなことがあったと思うわけであります。9月、英語で言ったらセプテンバー、あまり意味はないのですが、歌にも結構ありますけれども、そういった9月の中で、来週ということになりますが、9月11日というと、皆さん、この数字を聞いただけで、ぴんとくる方はいらっしゃるのではないか。ほとんどの方は、ぴんとくるのではないかと思います。

9月11日、ニューヨーク同時多発テロが起こつたわけです。その直後に、今度は報復としてアフガニスタンで戦争が始まった。こういうわけであります。その戦争は2021年8月に終結したと。本当に長い、19年、20年続いた戦争。ベトナム戦争よりも長いと、そんな感じの戦争であります。その発端が9月11日ということであります。これは現地の時間ですが、何と、私は少し調べてみたら、2001年に起こったわけなのですが、蛇年なのです。今年も蛇年であります。

2001年の60年前は何が起こったかというと、太平洋戦争の勃発。これもみ年であります。

み年というのは何かこういった因縁があるのか。

また、いろんなことが起こってしまう年なのかと感じる次第でありますし、そうならないように祈るばかりでもございます。

もう一つ、この日にちなんですが、先ほど9月11日と申し上げました。

では、問題ではないのですが、9月13日というと、どういうことを覚えている方がいらっしゃるかどうかなのですが、上杉鷹山公が僕約誓詞を奉納した。こういう日でございます。

今までいうと、市政運営、こういったものに自分の気持ちと誓いを込めて、必ずやり遂げるというものを神に誓った日であります。旧暦との違いはありますけれども、9月13日だったということありますので、これはぜひ覚えておいていただきたいと感じる次第であります。

先ほども言いましたように、9月というのは行事が多いと。考えてみると、9月だけではなくて、やはり6月あたりから、米沢市は4月のお祭りがありますけれども、そのあたりから非常にお祭りとか市内の行事、総会も入ってくるかもしれません。地区、団体の総会、いろんな総会も入ってくるかもしれません。こういったものが、この期間は非常に多いと、少し感じた次第であります。

どういうことがあるかと、少し思い返してみると、神社の例祭、大祭はさることながら、やはり農作業にちなんだ、今はそんなに大々的にやっているところはないかもしれません、さなぶり、こういうのもございます。

また、それを過ぎると、大変ビールのおいしい時期にもなってきますので、ビールにお祭りという名前をつける行事もあります。大好きです。

あとは、米沢市ではそんなに大々的には行われていないのですが、七夕という行事もございます。

山形県では、お祭りとしては花笠まつりも、この期間になるということ。

これもお祭りという名前がつきますけれども、牛肉のお祭りというのは、産業部長、ありますし。

それと、個人で行く海水浴、昔は町内で行ったり、育成部で町内の方に連れていっていただいたり、そういった時代でしたが、今はそういったことはほとんどなくて、個人での海水浴、行かない人も多いかと思いますが、海水浴もあつたり、あとは花火大会も風物詩としてはあります。

8月1日、民衆登山ということでもあります。熊が出て登れなかつたと、そういうこともありますけれども、火祭り、そういったこともあるし、もっと広い範囲で見てみると、日本で一番、人が集まるお祭りだそうです。京都の祇園祭、こういうのも、この期間。

どうしてこの期間にこういったお祭りが集中するのかと。文化的なものもあるのだろうと。やはり農業を基本としてきた日本という国家の成り立ちに関係があるのだろうと思わざるを得ないということであります。

こういったお祭りとかイベントとか、非常に参加して腹が立つという人はまずいない。その逆で、楽しいと、そういった人がほとんどだと思います。

どこが楽しいのかというと、やはり出店がたくさんあつたり、あとはいろんな人と関わったり交わつたり、そういったものがやはり楽しいということに変わつくるのではないか。そういった人と人が交流すると。そういうところに楽しみがあったのではないかと感じる次第です。

お祭りなのですが、世界的に、お祭りも行事も全部ひっくるめての話です。宗教的なものだけではなくて、先ほどの牛肉まつりも、全部、何フェスというものもひっくるめての話ですが、これは世界的に見ますと、これを数値に置き換えますと、数値で説明しますと、何と、ざっくり計算すると、日本のお祭りという件数は30万件と言われております。世界的に見て、これは断トツ1位です。

2位の国のお祭りの件数は何件かと見ますと、1,000件です。1位が約30万件、多分それ以上だろうと言われていますけれども、物すごいお祭りの数が、この日本という国にはあるわけです。際

立っていると言ってもいいと思うのですが、これは件数です。

ちなみに、人が集まる。これを順位で見てみると、一番多いのが、6週間で4億人が集まるお祭りがあるそうです。これはインドのマハ・クンブメーラというお祭りだそうです。4億人だそうです。我々には想像もできないのですけれども、2番目は、やはりインドの同じようなお祭りなのですが、1日で5,000万人、想像できないと。日本の半分近い人口が集まってしまうということですから。

3番目が、これはイラクでイスラム教のお祭りなのですが、3,000万人だそうです。しかし、多いですね。人口も多いから、そういうことになるのかと思います。

話を戻しまして、先ほどの日本の30万件という数字を使って考えさせていただくと、全国1,724市町村がございます。この件数で30万件を割りますと、1市町村当たり174件であります。これを米沢市の17地区に置き換えると、1地区、約10件です。これは単純計算なので、人口だとか、いろんな規模だとか、そういうものを換算しておりませんので、単純計算で1地区、年間10件のいろんなお祭りが、イベントも含めてある。

これは今申し上げたように、地域差があるので、何とも単純に10件だけというのは考えられないのですが、感覚で言いますと、10件どころか、私はこの3倍、各地域でいろんな行事やお祭りや総会もひっくるめて行われている。

何を申し上げたいかというと、先ほどお祭りで楽しいことというくだりで話をさせていただきました。私は、これだけ、やはり人ととの交流が行われている。人口減少社会だとか、地区で行事をやめたとか、そういう話を聞く中でも、やはりそういう人たちの交流があるということです。

例えば、そこに携わる人、1つの行事に1日だけ10人や20人が集まって、すぐ行事ができると、

そういうことでもないはずです。恐らく1か月前、2か月前から下準備をして、事前に、前日用意して、当日行事を行って、その後片づけをすると。そういうことを考えますと、やはり継続的に10人、20人、中には40人、50人という数のところもあるかと思うのですが、そういうように、やはり長い時間交流し続けているという、私は、ことではないかと思います。

この交流、活動の成果といいますか、何がそういうところから出てくるのか。もちろん行事そのものを行う楽しさはあります。達成感もあろうかと思う。総会やなんかは使命感もあるかと思う。やはり行事を、そういったものをひっくるめて楽しめること。そして、そこから地域が活性化してくると私は考えております。

そして、その先には地域の融和とか、もっと小さい範囲でいうと、各町内の最小コミュニティー、町内の中での融和とか、同じような楽しみと、そういうものが私は出てくると思うわけであります。

その交流した結果の融和とか活性化とか、それだけではないはずです。その先には何かがあるはずだと考えたときに、やはり人ととの信頼関係の、私は構築が、それによって醸し出されるのではないだろうかと考えるわけであります。そういう信頼関係ができて、町内が出てくる。また、地域が出てくる。そういうことに私はつながっていると思うわけであります。

学術的にも同じようなことが言われております。地域の信頼関係や人ととのつながりは、社会関係資本と呼ばれております。経済の発展や市民の幸福を支える資源であると言われております。示されてもおります。いわゆるソーシャルキャピタル理論とも言われておって、学術的にも評価されていることあります。

私が先ほど言いました各コミュニティーでの行事、イベント、お祭り、総会、いろんなものがあります。人の集まるものがあります。もし、これ

が少なくなってきたらどうなるかということです。いろんな団体もあるかもしれません。

また、先ほどの冒頭のお祭りの話でも申し上げましたが、うちの町内ではこういうことをやめたというところもあります。うちの地区では運動会をやめたと、こういう行事をやめたと。こういう話もよく聞く。

これがどんどん進んでいったらどうなってしまうかと考えますと、先ほど申し上げた、人ととのつながりから来る信頼関係の構築が希薄になってくる。小さくなる。そして、結束力も薄れてくる。このような社会になってくるのではないかと思うわけあります。

具体的な事象といいますか、もし、この場合はどうなのかということなのですが、例えば、そのように希薄になったときに、災害が起こったらどうなのかということです。

災害対応のために、自主防災の重要性というのは、行政また国挙げて言っているところがありますが、自主防災、そういった社会的な信頼関係が希薄な中で果たして成り立つのでしょうか。恐らく、誰がどこにいるかも、どんな人がいるかも分からなくなってしまう。災害が起きたときもそうだし、復旧作業でも同じようなことが言えるのではないかでしょうか。

それでは、高齢福祉関係のことで考えてみるとどうだろうかと。高齢者の見守りとか、そういった話も、必要ですね、やっていきます、そういったことがよく聞かれる中で、携わる人の信頼関係が希薄であったり、例えば見守られるほうの信頼関係が成り立っていないかった場合、果たしてこれが成り立つのでしょうか。私は成り立たないと感じるわけあります。

安全安心でもそうです。見回り、見守り、地区、町内の防犯でもそうです。希薄になってきて、一昔前に聞いた言葉です。隣の人は何する人ぞ。どこかの大都市でも聞いた言葉ですが、そのようなことになってしまいかねない。私はそうい

う危惧を持っています。

子育て世代ではどうなのかと。先ほど私は、昔の思い出を言いましたけれども、より一層そういうことがなくなって、活動がなくなって、子供たちへの思い出、また経験ができる場、また思い出として残せるような場がなくなる。それがなくなってしまうとはどういうことか。簡単に言うと、引き継がれないということです。より一層希薄になると私は少し危機感を抱いた次第であります。

私の今回の質問ですが、地域コミュニティー活性化を基盤とした持続可能なまちづくりと、このような質問であります。

趣旨を申し上げれば、本市の活力や活性化は一時的な施策で終わりにせず、未来へと継続させていくことが重要であるということです。

そのためには、各地域コミュニティーを活性化させることが必要である。もう少し分かりやすく言えば、地域住民が主体となり、日常生活の中で支え合う地域コミュニティーの活性化が必要不可欠だということであります。

冒頭でも申し上げました。町内という最小のコミュニティー単位、隣組になるかもしれないすけれども、とにかく町内がコミュニティーとしては、私は最小単位だと思っております。

その最小単位が、そういった事業、何でもいい、町内としての活性化が図られると。そうすると、それがもう少し広い地域というコミュニティーの単位が活性化してくる。このコミュニティーの単位が活性化してくれれば、本市、米沢市の活力にも私はつながってくるのではないかと思うわけであります。

そこで質問なのですが、本市の活力や活性化は地域コミュニティーが基となっているという認識は、まずお持ちかどうかということが第1点。

そしてもう一つは、行政として、地域内の交流や防災、また、私は先ほど再三言っていましたけれども、安全安心から高齢者、子育てまで携わっている地域コミュニティーの機能をどのように

評価しているかお尋ねいたしました、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○島軒純一議長 近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 鳥海議員の御質問にお答えいたします。

私からは、地域コミュニティ活性化を基盤とした持続可能なまちづくりについて、本市の活力や活性化は地域コミュニティが基になっているという認識は持っているかについて、まずお答えいたします。

鳥海議員御指摘のとおり、地域コミュニティは、同じ地区の住民が協働し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織であり、地域の行事や環境の美化、防災、防犯など、地域住民の生活に関わるあらゆる面について、非常に大切な役割を果たしているものと認識しております。

地域の活動として、例えば各地区で開催している文化祭では、各町内会や各種地域の団体の方々に運営していただき、出展や集客を行い、住民同士が互いに協力して事業を行える環境をつくっていただくことで、議員御指摘のとおり、交流が生まれ、地域活性化の大きな原動力となっています。

加えまして、地域で活動するグループやサークルにとては、日頃活動している成果の発表や、出来上がった作品を地域の皆さんに見ていただく展示の場となっており、地域の住民の幸福度の向上や生きがいづくりにも資するものとなっていると考えます。

また、地域の活動拠点であるコミュニティセンターでは、住民のニーズに応じた生涯学習活動を展開し、地域住民同士の顔の見える交流を図るとともに、同じ地域内の同じ趣味を持った方々のグループやサークルに対して活動の場を提供しております。

さらに、議員御指摘のとおり、健康増進に関しては、衛生組合活動の各支部が主体となって、お

医者様を講師として生活習慣病の予防や認知症の予防など、地区の健康教室を開催しているほか、地域住民が地区の公民館に集まり、シューイチ体操俱楽部などのサークル活動も行われております。

そのほか、市内7地区では、食生活改善推進員が食を通した健康づくりに関する教室の開催や、三沢地区ではボランティア団体が保健師による赤ちゃん訪問に同行し、地域で子育て支援活動を展開する事例もございます。

さらには、これまた議員御指摘のとおり、まちの美化活動に関しては、衛生組合の各支部が主体となって、ボランティアのクリーン作戦や側溝掃除を実施しており、市では、ごみ袋の配布や集めたごみの回収などにより、こうした活動を支援させていただいております。

また、市内の複数の地区では、街路の花の植栽活動を行うなど、地域の景観向上にも努めています。

また、御案内のとおり、各地区の消防団の分団は消防活動のみならず、災害対応も含めて、防火、防災の要として活動していただいております。

防犯・交通活動に関しては、各地区の安全協会の皆様が実施するイベント、市の防犯協会が実施する各イベントに参加し、また交通安全母の会米沢市連合会等の交通安全団体が主催する啓発活動などにも参加していただいているところでございます。

鳥海議員の御指摘のとおり、今年も各地区で夏祭り、盆踊りが開催されました。私も議員と一緒に時間の許す限り、各地区のお祭りにも参加させていただきました。米沢市のお祭りは、まさに地域の力、地域への愛情の結晶であります。

議員御指摘のとおり、当日だけでなく、何度も段取りをする。ステージを造り、やぐらを立てる。焼き鳥や焼きそばを作る。駐車場係の裏方をする。その多くが手弁当であり、ボランティアであります。まさに議員御指摘の、お互いの信頼感があつ

て、初めてお祭りは成り立ちます。

このように地域コミュニティは世代を超えた人と人とをつなぎ、そこで暮らす安心感、郷土愛を育み、人材の定着や地域の文化の継承なども含めた様々な波及効果をもたらすと考えます。

こうした地域の特色を生かした活動が、鳥海議員御指摘のとおり、まさに、ひいては本市の活性化につながるものと私も認識しているところであります。

次に、行政として地域コミュニティ機能をどのように評価しているかであります、行政、いわゆる公助だけでは、誰もが安心して暮らし続けていくこと、地域社会をつくっていくことは困難であります。

今、独り暮らし高齢者世帯や核家族が増えている今日、安心した暮らしの実現には、顔の見える人間関係に基づいた信頼感、お互いさまの心、共助の心が、議員御指摘のとおり、必要であります。

各地区において共助の支え合い体制の基盤が維持されていることは、ひとえに町内会などの小さな地域コミュニティの地道な活動のたまものでありますと評価しているところであります。

そして、議員も御指摘されました、まさにこのコミュニティの力が顕著に表れるのが災害対応であろうかと私どもも考えております。

昨年1月に発生いたしました能登半島地震では、大規模な停電、断水が発生し、交通網も一時不通となり、幾つもの集落が孤立し、なかなか公助の手が届かないという事態にも陥りました。

こうした事態にあっても、ある集落では住民が中心となって、日頃から使っていた集会所で自主避難所を立ち上げ、食料や発電機を持ち寄り、救助が来るまで住民の方々が運営されたと伺っております。まさに公助の手が届かない中で、共助、お互いさまの精神が發揮された事例と言えるかと存じます。

共助の原点は地域コミュニティであり、地域コミュニティを維持している自治体が非常時

においても強みを發揮すると感じた次第であります。

一方で、近年では核家族化の進展、高齢化、生活スタイルの多様化によって、コミュニティ活動への参加意欲が低下しているのもまた事実であります。コロナ禍のように、行事や事業が中止され、その後は活動の縮小や廃止を余儀なくされているとの声も伺います。

また、空き家対策や鳥獣対策など新たな課題も増え、各地域の役員の方々に対する負荷が重く大きくなっています。

地区委員、民生委員への成り手不足も深刻になっているところであります。

現代では、生活に関わる様々な民間サービスも充実し、欲しい情報はSNSでも入手はできます。それが一層の個人化、個別化を招き、社会的なネットワークである町内会に入らなくとも不自由を感じることが少なくなり、自分が住んでいる身近な地域にさえ関心が向かなくなりつつある状況にあります。

だからこそ、鳥海議員御指摘のとおり、地域コミュニティの役割を再認識すべきであり、行政としても時代に合わせた支援策が必要かと認識しております。

本市では、市民生活の道しるべとして昭和37年に制定された市民憲章がございます。この中で、第3条が、互いに助け合い、楽しいまちをつくりましょう。第5条は、郷土を愛し、きれいなまちをつくりましょうであります。制定後60年を経過しておりますが、まさに今必要なことではないかと思っております。

東京都など人の流動が激しい大都市圏、または米沢市と同規模の新しい新興都市と比べ、長い歴史を持つ本市米沢だからこそ、隣組の顔の見える地域社会が残っておりますところであります。

ローマは一日にして成らずではありませんが、米沢市も一日にして成らずであります。そういう観点では、地域コミュニティは本市の大きな財

産であります。

核家族化等が進む現代社会だからこそ、デジタルな社会だからこそ、誰もがリアルに居場所と出番のある地域コミュニティの価値が高まっているというところであり、また鳥海議員御指摘のように、地域の先輩方の姿、後ろ姿を見ながら、共同体のよさを学ぶことができる地域コミュニティ、誰にも居場所と出番のある地域コミュニティは、私たちの暮らしに幸せと安心を生む好循環の土台であると認識しているところであります。

次の世代に引き継ぐべく、地域コミュニティを持っていることは本市の大きな強みであり、守り育てるべき、鳥海議員の御指摘の、まさに社会的な共通資本であると確信しております。

議員と同様の認識に立ち、市長としても市政に臨む所存でございます。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

私は、やはり地域の人々、市民の皆さんの信頼関係が一番大切だと思うのです。先ほど答弁でもおっしゃっていましたけれども、やはり信頼関係が成り立っていないかないと、全てのものにおいて、たとえ、私も言いましたが、見守りもそうだし、防災もそうだし、防災なんて特にそうなのですが、こういったコミュニティ活動が活発なところというのは、防災、災害の対応、また災害からの復旧が非常に早いということが実際にデータとして出ております。

だから、こういうものを活発化させたほうが私はいいと。ややもすると、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、こういった活動やめんべやと、中には、町内会解散すっぺやと、また、ある団体なんかは、この団体、非常に大切なだけれどもやめようやと。何でと聞くと、もう人がいなくなってきたからという話は聞く。

しかし、それをやってしまうと、今までそれで

維持できていた地域のサービス、市のサービス、また支え合い、そういったものができなくなってしまう。

例えば、そういう個人の意思を尊重しましょう。やめてもらつても、できないことはないと。行政で全部やりましょうと。このように力強い発言もあるかどうか。私は現実的には無理だと。ただ税金、納める市民税などを今の、極端に言えば5倍取らせていただければ、それは隅々までできます、可能ですということはあるかもしれない、ないかも知れない。しかし、そういうことなのではないかと思う。

やはり限りある中で維持して、相互の助け合い、そういったものもしっかりとやりながら信頼関係を築いていき、その上には市の発展があるという、この間、大切なですけれども、少し省かせていただきますが、そういうことに私はつながると思うわけであります。

そこで、行政として、そういった小さいコミュニティの活動に対して、やはり本市として、自治会とか町内会、地域も含めてです。そういったコミュニティとどう関わって、今後いくのか。

私は具体的に申せば、経営三資源ではないですけれども、人、物、金だろうと。こういったものをやはり行政としても何かしらの形で応援する。

ゼロになってしまうのが一番いけない。少ない人数でも継続して頑張ってもらいたい。それが、やがて未来につながっていくと。うちは高齢者しかいないからという地区もあろうかもしれないけれども、その姿を絶対誰かが見ているのです。頑張っている姿を誰かが見ている。そういうことも私は効果としては大きいと。だから、そういう支援を行政として、私は何か行うべきなのではないかと思うわけであります。

そのような今後の考え方を、ぜひ市長の口からお聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。鳥海議員

おっしゃるとおり、市役所にも、地区の役員はおろか、町内会に入る必要があるのかという問合せも最近見られるようになっているわけあります。

また悲しいことに、どの地区とは言いませんが、もはやアパート1棟ごと、このアパートは町内会に入らなくてもいいですということを売りにしているアパートすらあると。また、そういうアパートが意外に入居者が入っておると、こういう事実もあるわけです。

住居の自由は、堅いことを言うと、憲法で認められた自由ですから、そこに入るなとは言えないわけですが、そうした、一見、町内会費がもったいないと。コスパとかタイパとかという言葉がございますが、こうした言葉が全部悪だとは言いませんけれども、それのみを、一見、表層的な、そこだけを重視して、地域活動にはコスパもタイパも悪いからといって入らない世代や人たちも残念ながら増えているということあります。

しかし、これは現実は現実ですが、やはりそれでは地区は成り立たないと。行政なり、まち、地域づくりは成り立たないという認識で、鳥海議員と私どもも同様でございまして、だからこそ行政としては何ができるかということありますけれども、やはり自発的に地域が自分たちの地域をよくしようと、こういう意思を持っている地区に対しては、より積極的にそういう動きを後押し、サポートするということが、これからより肝要かと思うわけあります。

例えば、本市では小さな拠点形成促進事業、議員御案内の事業でありますけれども、こうした事業に取り組んでいるわけであります。地域の方々が自らこういう問題に取り組もうということに対しては積極的に補助を出していくということで、無関心の層の集まる地区は、言葉は悪いのですけれども、やはり、それはそれなりの最低限の、ミニマムのことしか我々はしませんけれども、自

らが自らをつくろうというところに対しては背中を押していくことが、これからももっと大事かと思っておりますし、また、そういうことをアドバイスするという意味においては、今年度から全てのコミセンにおいて、地域づくり支援員という位置づけで事務局長になっていただいております。こうしたことでも、それぞれ小さなコミュニティーの後押しをする役割をコミセンの事務局長、これは大変な仕事でありますけれども、担っていただこうと。こういうことでもさせていただいております。

本当に議員御指摘のとおりでありますし、これも一つかと思うのですが、これはまだ、この場でのアイデアですけれども、例えば消防団活動一つを取っても、我々の住む西部地区も分団が頑張っていますが、地区でいうと、例えば議長のおられる上郷地区なども大変すばらしい消防団活動、これも伝統的な消防団であります。また、窪田もある意味で伝統的な消防団活動をやっている地区が米沢市内にあるわけです。

そういうところに対しては、やはり、より彼らの活動を鼓舞するような取組ということも、行政としても必要かということで、なるほど、こういう地区はよりよくなっているということが、行政も支援するということを少し前向きに取り組むことも必要かと思いますので、議員からも様々、こういう案があるのではないか、こういう考えがあるのではないか、こういう具体策があるのではないかということを、また御指導いただければありがたいと思います。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ありがとうございます。ぜひ考えていただきたいのが、私が申し上げたように、この行事をやめようとか、こういうことをやめようとかというコミュニティーに、少し待つてと思いとどまらせるようなことを考えていただきたいと。それが、やはり人だったり、物だったり、お金だったりするのかと。お金なんて、そ

んなに大きい金額ではなくても、これで頑張ってくれと。中には市長の言うように、すごく頑張っているコミュニティー、町内会、自治会、そういったところがあるわけです。団体も含めて、そうなのですけれども、あって、この間、お話を聞いたら、やはり考え方としては、幾ら小さくなっても続けていきたいと。幾ら参加者が半分に、10分の1になっても、お祭り、活動、そういったものを伝えていきたい。この姿をやはり子供たちに見せたい。そして、その子供たちが大人になって、ここに住んでくれるのであれば、家庭を持ってくれるのであれば、また、その子供たちにもつないでいってもらいたいということ、そういった考え方で、幾ら小さくなっても頑張っていくと決意を示しているところもありますので、そういった人たち、町内、コミュニティー、団体、こういった人たちが地域づくりに頑張っていけるよう、ぜひ行政で何かしら考えていただきたい。

もう一つ、あとは人です。行政の職員、たくさんいます。こういった人たちにぜひ地域に溶け込んで、飛び込んでもらいたいと思うわけです。確かにこれは強制できない話だけれども、マイナスにはならないはず。飛び込んでいって、一緒に汗を流して、会話をして、そこから実際、具体的に動けるものもあるでしょう。そうではなくて、フィードバックをして、本人の知識として得るもの、そして、その知識から発展して、市の、行政の施策として考えられるもの、考えなければいけないものという経験値というのが積み上がってくるのではないかと思うのです。

これは強制ではありませんけれども、率先、奨励して、飛び込んでいってもらえば、もし何か人事のシステムとして、そういったところまで考えられるようなことになれば、もっと地域でも活躍してもらえて、力に、私はなってもらえる。ひいては市の発展にも私はつながってくると思うわけですが、市長、いかがでしょうか。

○島軒純一議長　近藤市長。

○近藤洋介市長　ありがとうございます。鳥海議員が最後におっしゃった市職員のこと、実は私も非常に大事なことだと思っております。議員御指摘のとおり、これは強要するわけではないのですが、やはり公というか、行政に関わる者の、私は基本的な作法として、それぞれの地域の活動に関わるというのは、ある意味で当然の作法ではないかと私は個人的に思います。

もちろん個人の時間ですから、自由でいいのですが、やはりそれは業務としてではないのですけれども、そこは公の者というか、行政に関わる者の作法として、私はあるのではないかと思うところでございますので、そこは発言に気をつけないと、組合の皆様から御指摘を受けてしまうかもしれませんけれども、私はそれは十二分にあり得ること、大事なことではないかと。また逆に、そういう方のほうが私はいい行政マンになるとは思っております。

そこは、また総務、あまりかちかちに、制度を入れ込むかどうかは別にしても、大事な視点だということで、私も同感でございます。どういうことができるか考えなければいけないところでございます。

何でもそうですが、やはり現地、現場、現物ではありませんけれども、机上だけ、本を読むだけでは、地域の暮らし、我々市役所というのは地域の暮らしに寄り添って、地域の暮らしをよくするのが私たちのミッション、仕事でありますから、その現場を見ずして政策は語れないということだろうと思いますし、立案もできないと思っています。

また、予算措置の話もございました。ありがとうございます。これも一つの考え方として、おっしゃるとおり、小さな事業も継続できるようという話がありました。

一つ間違うと、これも難しいところなのですけれども、その事業だけの補助を考えると、参加者も少ないから効果がないと、予算は切りがちなと

ころもあるのですが、他方で、そこで小さな集落でも高齢者の方々が一定的に地域づくりに関わっていることによって、要介護に、変な話、ならないと、健康であられると。こうなると、1人の要介護が生まれないだけで、財政的には年間数百万元のプラスになるわけです。

そのため、その事業単体だけを見れば、明らかに効果がないと思われるかもしれない、参加者が減っているかもしれないけれども、やめることによってのマイナスというのではなくはるかに大きいと。こういうことを多分議員が指摘されているのかと思うのですが、そういう予算の見方というか、多面的な予算の評価の仕方というのも、これから十分あり得る形かと、今お話を聞いて感じたところでございまして、そういう予算の組み立て方というのも、そういう見方で、これから市政を、予算を組んでいくことで、トータルで負担の低い事業というのもあり得るのだろうということで、今内部でも勉強しているところでございます。ありがとうございます。

○島軒純一議長 鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ぜひ考えていただきたいと思います。

私は民間にいるときに、このように言われました。体を使って汗をかけと、頭を使って知恵を出せと、こう言わせてきました。まさに何かそういうように形を変えて、何かできることがないだろうかと。必ずしもお金というものではなくて、人が行って応援できるものであれば、そういったことも考えていただければとも思うわけです。

とにかく、なくすということは一番やってはいけないことだと。それをできるだけとめるということが、やはり本市の発展につながると思いますので、本当に真剣に考えていただきたいと思います。

本日は傍聴の方もたくさんいらっしゃいます、この会場の中でも50人近くの、市長と私の議論の傍聴者でございますので、ぜひ傍聴されている皆

さんもそのような思いを共有していただければと思います。

最後にお聞きいたします。時期的に、総合計画の改定時期と。ぜひそういうことをどこかに盛り込めないものだろうかと思うわけなのですが、どうでしょうか。すばり盛り込むという形でなくとも、気持ち的にそういうものが必要だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 ありがとうございます。現在策定中の総合計画ですが、基本的な目標のところに、協働、魅力発信、行財政改革の一番最初の、一丁目一番地のところに市民参画ということを設定させていただいております。これは市民が参加して地域の課題を解決していくこうと。それに積極的に取り組んでいただくようなまちにしましようということを掲げさせていただいておりますが、今の原案だと、まだ言葉が足りないところもあるかもしれません。

また、今回の質問も含めて受け止めさせていただいて、いずれにいたしましても、これは議案に付される計画案でございますので、また議論が出来ようかと思いますけれども、今、鳥海議員の言った趣旨も踏まえて、我が米沢市の大変な、まさに社会的資本、財産であるコミュニティーを活用して、そして一人一人の幸福感を高めるまちをつくるためにも、そういう趣旨のことを盛り込んでいきたいと思うところでございます。

○島軒純一議長 以上で1番鳥海隆太議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時08分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、有権者が投票しやすい環境整備について外2点、19番山田富佐子議員。

〔19番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○19番（山田富佐子議員） 皆様、こんにちは。

公明党、山田富佐子でございます。

本日は、足元の悪い中、傍聴にお越しいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

また、ライブ配信を御視聴くださっている皆様、全国の視覚障がい者関係団体の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

さらに、本日は山形市視覚障害者福祉協会の三浦会長にも傍聴にお越しいただいております。本当にありがとうございます。

私は女性として、母親として、そして看護師としての経験を生かし、小さな声に寄り添いながら、市民の思いを市政に届け、形にしていくことこそが、私の議員としての使命であると考えております。

それでは、早速質問に入ります。

1、有権者が投票しやすい環境整備についてお伺いいたします。

夏の参議院議員選挙、山形県選挙区では投票率が62.55%、全国トップで6連覇となりました。各自治体では、投票率向上、棄権防止のためにいろいろと工夫を行い、取り組んでおります。

秋田県男鹿市では、通院や付添いで訪れる市民病院に期日前投票所を設置しています。また、ショッピングセンターなどに投票所を設置し、買物ついでに子供と一緒に気軽に投票できる、若い人も出かけたついでに投票できるなどの工夫をしている市町もあります。

愛知県犬山市選挙管理委員会では、「選挙手帳～未来のわたしへ～」を作成して、18歳から20歳の有権者を対象に、投票するたびにスタンプが押印され、記録として残ります。人生で投票する機会を約100回としてスタンプ欄を設け、生涯投票率100%を目指しています。そして、自分が投票

したときの選挙に対する思い、自分の1票で未来をどう変えたいか。その後、未来がどう変わったなどを振り返り、記入する欄があり、大変興味深い取組だと思います。

また、選挙立会人に学生を募集し、担い手不足や政治参加を期待し起用する動きも全国に広がっています。

米沢市議会では、平成27年より中学校に議員が出席、生徒に朗読劇を通して、議会や政治への関心を促し、実際の投票箱を使用して模擬投票を行うなどの出前議会を行っています。

米沢市選挙管理委員会では、入場券の裏に期日前投票宣誓書を印刷し、自宅で住所や名前、生年月日を記入、期日前投票の受付がスムーズにできるよう提案したところ、本市も早速実施しています。市民からは、ゆっくり自宅で記入できるので、期日前投票がしやすくなったとの声が聞かれました。

また、車椅子利用の方からは、投票所のバリアフリー化が進み、地域の投票所で投票ができやすくなったとの声も聞かれます。

明るい選挙を呼びかけるポスターコンクール事業、標語の募集など啓発活動も行っています。

小項目1、移動支援の実績と効果についてお伺いいたします。

米沢市は、県内初の投票所への無料タクシー移動支援を今回の参議院議員選挙から実施しました。参議院議員選挙の本市投票率は60.54%と高い投票率でしたが、13市の中では11番目という結果でした。

今回の投票率は、3年前の参議院議員選挙に比べ増加したのか、お伺いいたします。

投票所への無料タクシー移動支援事業について、実績数と効果、今後の展開についてお伺いいたします。

次に、小項目2、視覚障がい者の自力投票を後押しするために、補助具、サインガイドといいますが、導入できないかについてお伺いいたします。

山形市では、視覚障がい者の自力投票を後押しするために、補助具を職員が使用済みのクリアファイルを再利用し、つくっています。

議長の許可をいただきましたので、資料を御覧ください。

これは、クリアファイルを使って、上段の左側の写真のように、黒枠に沿って長方形にくり抜き、それを投票用紙に重ねると、右側のような写真になります。視覚障がい者が記入するときに、枠の段差を指で触れ、下段の写真のように、枠からはみ出さないように名前を記入しやすくするための補助具です。ありがとうございました。

選挙管理委員会では、視覚障がい者のために点字投票用紙、点字の候補者名簿を準備しています。しかし、点字が理解できなく自分で記入できない場合、選挙管理委員会職員に申し出て投票する代理投票制度もあります。代理投票は、投票先を言って書いてもらうため、ほかの人に投票先が知られることに抵抗を感じる方も多いとお聞きしました。

視覚障がい者の方は、病気や突然の事故などによる中途障がい者が大半であり、点字を理解できる方は1割から2割程度です。

この補助具について、山形市選挙管理委員会事務局次長は、様々な不安から投票に二の足を踏むことがないよう支援したいと話され、山形市全投票所に補助具を準備したと新聞に出ておりました。

山形市視覚障害者福祉協会、三浦会長は、山形市の取組に深く感謝しています。視覚障がい者も自力で投票したいという思いが強く、この取組が県内に広まってほしいと要望されています。障がい者に寄り添ったすばらしい取組だと思います。

本市にも、視覚障がい者の自力投票を後押しするに、補助具、サインガイドの導入を要望いたしますが、考えについてお伺いいたします。

## 2、読書の普及と啓発について。

今年4月、社会情勢の変化や新たな課題に対応

した第3期米沢市子ども読書活動推進計画が策定されました。

読書活動は、本を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていく力を育み、人生をより深く生きていくために欠かせないものと考えます。

また、東北大学、川島教授は、音読、声に出して本を読むことは、前頭葉にある前頭前野の働きを活発にし、基礎教育や学力向上などの教育効果があることが実証されているとの新聞記事を見ました。

最初に、①本市の読書活動の動向をどのように認識しているか、お伺いいたします。

計画は、国や県の読書計画に基づき、第3期計画が作成されていますが、第2期計画の取組や成果、家読（うちどく）の現状、子供の読書活動の現状についてお伺いいたします。

計画の中で、家読を推進し、毎月第3日曜日をよねざわ家読の日と定めています。

家読とは、家族触れ合い読書を意味する言葉です。家族のライフスタイルに合わせて、家族が同じ本を読む、またはそれぞれが好きな本を読んで感想を話し合う、決まった時間に集まって本を読むなどコミュニケーションを図り、家族の絆が深まることを目指す読書活動です。

中学生や高校生になり、部活や勉強に追われて読書の時間が減ることもあります。しかし、幼少期に培われた読書の習慣があれば、必ず再び読書に親しむ時期が訪れることがあります。だからこそ、大人を含めた社会全体で子供の読書活動を推進することが重要であると考えます。

次に、②大人用「本の記録通帳」の導入についてお聞きします。

今年2月からシステム機器の変更により、読書通帳から「本のきろく通帳」に名称が変更になりましたが、全国各地の公立図書館で読書通帳の導入が始まり、本市も子供用読書通帳を市図書館ナセBAオープン時に導入しています。この通帳は、

貯金通帳と同じような形、様式です。

山口県下関市立中央図書館を視察した際、館長は、山口県出身の偉人、吉田松陰は1年間で500冊の本を読み、本の名前と読んだ年月日を全て記録。教育を重んじる風土が、いち早く読書通帳を導入するきっかけになった。読書通帳を持つことにより、読書の記録が将来にわたり残ります。読書を楽しむと同時に、成長記録、そして人生の節目で読書通帳を開くことにより、歩いてきた足跡を振り返ることができる宝物ですと話されたことを今でも覚えています。

下関市立図書館の読書通帳の機械は韓国製でした。韓国では全ての学校で導入されており、教育に対する意識の高さ、レベルの高さを実感いたしました。

第2期計画では、保護者に対する読書活動の重要性を伝える取組が課題としていますが、第3期ではどのように進めていく考えか、お伺いいたします。

本に親しむ保護者の姿を子供に見せ、共に読書を楽しむ環境づくりが大切です。そのためには、大人自身も図書館に足を運ぶ機会を増やし、子供と一緒に本を借りることが効果的です。

さらに、子供だけでなく大人も本のきろく通帳を持つことで、子供から大人まで社会全体で本に親しむ環境整備の一助になるのではないかと考えます。

大人用「本の記録通帳」の導入についての考えをお伺いいたします。

最後に、3、子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種の対象者が円滑に接種を完了するために、市でどのように取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

2013年から定期接種となりましたが、接種後の全身の痛みなどの症状により、厚労省は積極的勧奨を控えました。

しかし、令和4年11月、ワクチンの安全性や有効性が確認され、再勧奨が始まりました。

子宮頸がんは毎年1万1,000人の女性が罹患し、約3,000人の女性が亡くなっています。最近では、若い世代の発症が増えており、罹患率は20代から増加、30代から40代でピークを迎えている現状です。治療により子宮を摘出あるいは放射線治療により妊娠できなくなるなど、女性にとって命に関わる病気です。

一番の問題は、患者数や死亡者数が10年以上減少していないことだと、横浜市立大学医学部、宮城主任教授は警鐘を鳴らしています。

最初に、昨年度の高校1年生の初回接種率についてお知らせください。

また、令和7年度の子宮頸がん予防ワクチン接種について、どのように取組をされたのかお伺いいたします。

令和5年より9価ワクチンが公費で接種できるようになりました。ワクチンにも、4価ワクチン、2価ワクチン、9価ワクチンというのがあるわけですけれども、ほかの2価や4価のワクチンよりも9価ワクチンは予防できる率が高く、注射回数も2回で済むとのことです。ほかは3回になっております。2回で済むことで、痛い注射でも我慢できそうだ、接種も2回は計画しやすいとの声も聞かれます。

接種年齢が15歳までに1回接種しなければならない決まりもありますが、予防率や接種回数などの利点からも、9価ワクチン接種の推進も重要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、演壇からの質問を終わります。

○島軒純一議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

[玉橋博幸選挙管理委員会委員長登壇]

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 私から、大項目1の、有権者が投票しやすい環境整備についてお答えいたします。

初めに、(1)無料タクシー移動支援の実績と効果はについてお答えします。

まずは投票率の推移についてですが、今年7月に執行しました参議院議員選挙の本市の投票率

は60.54%でした。

一方、3年前の7月に執行された参議院議員選挙の投票率は59.33%であり、前回に比べて1.21ポイントの増加となりました。

今回実施した無料タクシー移動支援は、移動が困難な高齢者や障がいをお持ちの方々にとって、投票所へのアクセスを確保することが課題となっている現状を踏まえ、選挙における利便性の向上と投票機会の確保を目指して導入したもので

す。

市内全域を対象としたこの取組は、今年7月の参議院議員選挙から実施し、市民の選挙権の行使を支援する施策と位置づけています。

また、制度の設計に当たっては、市内のタクシー事業者と連携を図り、導入に至りました。

無料タクシー移動支援の対象者は、本市の選挙人名簿に登録されており、自宅から投票所への移動が困難で、かつ補助的な手段を持たない方としています。さらに、タクシー利用の条件として、一定の自力移動が可能であること、または介助者の同伴が可能であることを設定しています。

申請方法については、投票所への移動支援申請書を選挙管理委員会事務局に提出していただき、一度登録すれば、今後の選挙時には再申請を不要とする仕組みとしています。

利用可能な期間は、期日前投票期間及び投票日当日であり、運用時間は午前9時から午後4時までとしています。

また、助成対象は、自宅から投票所までのタクシー料金の往復分であり、利用者には金銭的な負担を負うことなくサービスを利用できる形となっています。

今回初めて実施した結果、申請者は12名、実際の利用者は8名でした。事業費用の総額は2万2,960円となりました。

この支援制度を利用して期日前投票所まで移動された方から、移動が楽になり安心して投票できたといった声が寄せられ、このような利用者の声

からも、投票機会の創出や利便性の向上に一定の成果を上げることができたと考えています。

今後は、制度の認知度向上や利用促進が課題であると認識しているところです。

次に、(2) 視覚障がい者の自力投票を後押しするため補助具(サインガイド)を導入できなかについてお答えいたします。

山形市が参議院議員選挙から導入した、使用済みのクリアファイルを再利用して視覚障がい者の方が自力で投票を行いやすい補助具を提供する取組は、廃棄物の有効利用を図りつつ、障がい者に寄り添った施策である点で、非常に意義深いものであると考えています。

このような補助具は、障がい者の自立意識を尊重するとともに、社会参加を支える重要な役割を果たします。本市においても、この補助具の導入は可能であると考えられるため、視覚障がい者のニーズに応じた適切な補助具の実現に向けて、山形市やほかの自治体の先進事例を参考にしながら、具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 佐藤教育長。

〔佐藤 哲教育長登壇〕

○佐藤 哲教育長 私から、2の、読書活動推進のための環境整備についてお答えいたします。

初めに、(1) 本市の読書活動の動向をどのように認識しているかについてですが、議員からの御質問もありましたとおり、今年3月に本市では、今年度から5年間を計画期間とする第3期米沢市子ども読書活動推進計画を策定したところです。

この計画については、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定される国及び県の計画を基本として、市町村においても策定することが求められていることから、本市においても平成27年策定の第1期計画から策定を続けており、この計画に基づき、子供の読書活動に向け、これまで様々な取組を行ってきたところです。

第3期計画においても、市立米沢図書館ナセB Aを中心に、児童図書、中高生等向けのコーナーの充実を図るほか、7か月児健康教室時に絵本を渡し、絵本を介して心の触れ合いを育むブックスタート事業などの実施を行い、子供の読書活動を推進していきたいと考えております。

また、御質問の中にもありました家読については、議員がおっしゃるとおり、学校だけでなく、家庭内において保護者と子供が一緒になって読書をすることは、子供が読書をする習慣を身につける意味でも重要であると捉えており、第3期計画の中では、山形県で設定している毎月第3日曜日の家庭の日を、本市では、よねざわ家読の日とし、家庭における読書活動を推進していきたいと考えております。

具体的には、保護者向けの読み聞かせ講座の実施、発達段階に応じたブックリストの配付などを行い、家読をする家庭が増えるよう、第3期子ども読書活動推進計画の中で取り組んでまいりたいと考えています。

次に、（2）大人用「本の記録通帳」の導入についての御質問にお答えいたします。

初めに、現在本市で実施している子供の本のきろく通帳について御説明しますと、子供の本のきろく通帳は、図書館に設置されている専用端末に預貯金通帳型の冊子を入れると、借りている図書の図書名、貸出日などが印字されるものです。

本市では、平成28年の新図書館の開館に合わせて、子供の読書推進、読書の習慣化を目的として導入しております。

利用対象は、図書館利用者カードをお持ちの方で、置賜地区にお住まいの乳幼児、市内小中高校生、さらに市外から市内の高校等に通学している学生としており、発行を希望された方に本のきろく通帳を無償で配付しているところです。

これまで子供の本のきろく通帳については、試験的な取組として小学1年生に配付したこともありましたが、現在は希望される方にお配りして

いるところです。

令和7年7月時点での累計配付数は約7,000冊であります。

なお、子供の本のきろく通帳の機器については、平成28年の導入から8年が経過したこともあり、今年2月に更新しております。機器の更新には約130万円と、相当のコストがかかっており、また通帳の作成にも1冊250円の費用がかかることから、現在の利用数、さらに費用対効果の観点からも、今後、子供の本のきろく通帳の利用数をまずは増やしていくことが重要ではないかと考えています。

議員から御提案のあった大人用「本の記録通帳」については、他自治体の中で一部導入している自治体があるようですが、新たに本市で大人用の通帳を導入するとなると、先ほど申し上げたように、システム導入の初期費用、通帳発行などの相当のコストが必要となってきます。

また、現在の図書館全体のシステムが令和4年7月の更新から期間が経過し、間もなく更新の時期が迫っており、その費用には数千万円の費用もかかることから、まずは図書館全体のシステム更新を進めたいと考えております。

このように図書館全体のシステム更新を進める必要があること、また子供の本のきろく通帳の利用数をまずは増やしていく必要があることから、議員御提案の大人用「本の記録通帳」については、現時点で導入することは難しいと考えております。

しかしながら、議員の御質問の中でもありましたとおり、読書は子供に限ったものではなく、大人にとっても様々な知識を身につけたり増やしたりするだけではなく、人生を豊かにし、潤いをもたらすものではないかと考えております。

今後も、市立図書館を子供に限らず多くの方に御利用いただけるような取組を検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私は以上です。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、大項目3、子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種の対象者が円滑に接種を完了するために、市ではどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

初めに、令和6年度の定期接種の最終年であった高校1年生相当女子の接種率についてですが、令和7年3月末時点において、本市の対象者356人のうち235人が1回目接種を済ませており、接種率は66%となっています。

次に、国による令和8年3月までのキャッチアップ接種期間延長を受け、対象者に3回の接種を完了してもらうための取組についてですが、本市では令和7年1月27日に、まだ接種を完了していない対象者2,577人に対し、はがきによる個別通知を行いました。さらに、2月3日にSNSでの情報発信を実施するとともに、広報よねざわ3月1日号への記事掲載を行っています。

今年度に入ってからも、4月1日に市公式ホームページへの掲載、6月2日にはSNSでの発信を通じ、接種期間延長に関する周知を図っております。

あわせて、定期接種の最終年度となる高校1年生相当女子に向けても5月23日に、はがきによる個別通知を行ったほか、8月18日にはSNSでの発信を行いました。

HPVワクチンは、基本的に3回の接種が必要ですが、9価ワクチンについては、議員お述べのとおり、15歳未満で1回目を接種した場合には、2回の接種で完了となることから、接種者の負担軽減が図られます。

このため本市では、定期接種の標準的な接種期間とされる中学1年となる前の小学校卒業後の春休みから接種していただけるよう、9価ワクチンが2回で完了する旨を記載したチラシを作成

し、令和7年3月、各小学校を通じて配付しております。

さらに、夏休み期間に合わせて、7月にも中学1年生宛てに個別通知を行っており、その中でも9価ワクチンの2回接種について周知しているところです。

今後とも、この周知方法を継続的に実施し、対象者の方とその保護者の方々に対して適切な情報提供となるよう努めてまいります。

私は以上です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順不同ですが、最初に子宮頸がん予防ワクチンについてお聞きしたいと思います。

令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度でしたが、積極的な接種情報提供により接種意識が高まって、また駆け込み接種によりワクチンの需要が急増いたしました。そして、ワクチンの一時的な出荷制限もされたと報道があったわけです。

それを受けた厚労省は、接種を諦めることのないよう、キャッチアップ期間中に1回でも接種した場合に限り、令和8年、来年の3月31日まで公費接種を行えるようにしています。命を守るためにの寛大な経過措置に感謝しております。

だからこそ、私は1人でも漏れなく接種忘れのないように対策が必要なのではないかと考えているところです。

遅くとも2回目の接種が12月初めくらいまでに完了しないと、接種間隔が必要なため、来年3月までの3回接種が困難となるわけです。

また、年度末に接種希望者が殺到したり、医院での予約が取れなかったり、年末年始で慌ただしくて、接種の忘れや、また体調不良など期間内に接種できないこともあります。

だからこそ、来年3月までに円滑に接種完了とするためには、対象者に再勧奨の個別通知を、それも早めに送っていただきたいと私は考えてお

ります。はがき代も値上がりしているのは承知しておりますが、ぜひ予算措置をしていただき、予防できるワクチンですので、ぜひ個別通知を考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、遅くとも1回目を接種した方については、11月ぐらいまでには2回目が終了していかなければならぬということになっておりますので、私たちとしても、ぜひ接種機会を逃さないでいただきたいということで、このたび、はがきによる再度の個別通知を実施したいと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。実は、私もそれをしていただきたいと、聞き取りでもお話をさせていただいたのですが、なかなか予算措置とか問題があつて難しいが、検討はしていきますという話は伺つておりましたが、今回それをしていただけるということは大変力強く思います。

そして、私がやはり思うのは、全国の1回目の接種率というのは52%なのです。それが米沢市の場合は、先ほど部長から話がありましたけれども、66%、この高い数値は、やはり健康課のはがきによる個別通知を数回実施していただいたことや、5月の二十歳の集い、健康教室などで様々に健康課が本当に一生懸命に取り組んでいただいた結果であると、私は深く感謝申し上げたいと思います。

ぜひ個別通知を適正な時期に配付できますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、無料タクシー移動支援についてお聞きいたします。

私が購読している月刊誌で、全国自治体の好事業の取組が掲載されている本ですが、米沢市の投票所への無料タクシー移動支援の記事が全国的に紹介されています。市内全域に対するタクシーの無料送迎は、県内では初めてであり、全国的に

も少ないようです。

この取組について、私のところに問合せが来ておりますが、選挙管理委員会にもたしか問合せが来ているのではないかでしょうか。障がいのある方々からも、すばらしい取組だと称賛の声が寄せられています。

先ほどの答弁では、1回登録すると、選挙のたびに申請は不要との仕組みづくりをしているとお聞きいたしました。この対策も本当に対象者に寄り添つた優しい対応だと、改めて深く感謝申し上げます。

今回、7月の参議院議員選挙からこの取組が始まったわけですが、今後さらに市民の皆様にこのサービスの周知を図つて、実施していただきたいと思いますが、どのように今後周知を図つていく考えなのか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 竹田選挙管理委員会事務局長。

○竹田好秀選挙管理委員会事務局長 この移動支援制度は、移動が困難な方々の投票所へのアクセスを確保し、投票機会を創出するための重要な取組と考えております。

この制度を、より多くの市民に知つていただき、積極的に活用していただくことで、投票率の向上、あとは民主主義の根幹であります選挙への参加意識を高めることが期待されます。

そのため、市ホームページやSNSの活用に加えまして、コミュニティセンターにチラシを設置するなど、積極的な情報発信を行つてまいります。

さらに、本制度は投票日前を除き常時申請が可能でありますので、多くの市民の投票機会を拡充する取組に貢献できるよう、今後も継続して努めてまいります。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございました。今、局長からお話がありましたけれども、これは投票日の当日を除いて、ずっと申請受付が常時できるということです。やはり常時申請できるというのは、すごくありがたいし、優しい対応

だと。この期間でしか申請できないなんていうのではなくて、ちょうど市役所に来たついでに、これもしていくかとか、今回の事業に対しても、12人が申請して、結局8人ではありましたけれども、やはりいろんなことがあると思うのです。ただ、やはり登録、申請しておくということが、また使えるということでございますので、ぜひ、私は選挙管理委員会だけでなく、庁内全部がこういう市民に寄り添った対応をしていただければと今改めて思ったところです。ありがとうございます。

次に、視覚障がい者の自力投票を後押しするための補助具、サインガイドについてですけれども、本市でも、先ほど、これもうれしい回答をいただきましたが、具体的に導入を検討していただけるとお聞きしました。視覚障がい者の方々も大変喜ばれていると思います。

この取組を県内に広めるため、補助具を就労継続支援B型事業所に作成を委託することはいかがでしょうか。午前中にも、就労継続支援の事業所に勤めている方の、やはり収入という話が議員からありましたけれども、B型事業所に作成を委託すること、職員がつくるのは、大変申し訳ございません、簡単と言ったら言葉は悪いのですけれども、できると思いますが、それを市内の就労のB型事業所に委託するというところが大きな、私は意味があるのではないかと思っています。

先日、市内のB型事業所に行ってきました。話を聞いたところ、山田さん、作成できると思いますと言つていただきましたし、また、うちだけでなく、ほかの事業所でもできると思いますとの御返事もいただきました。

やはりこの取組が県内全投票所に広がって、B型事業所での作成が本当に実現できれば販路拡大につながって、利用者の収入増にもつながると思います。

障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく暮らすことのできる社会、活力のある社会、共生社会の実現の一つになるのではないかでしょうか。ぜひ、

この取組についても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 竹田選挙管理委員会事務局長。

○竹田好秀選挙管理委員会事務局長 補助具の委託製作に関しましては、山形市など他市の事例も少し参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。なかなか庁内で職員でつくってしまうのは簡単ですけれども、やはりそういうところにも手を差し伸べて、共生社会というところで、皆さんができる障がい施設のところにも委託できて、また、それがよかったですと喜んでもらえるような、視覚障がい者の方だけでなく、別の障がい者、就労支援のB型事業所に通っている皆さんにも喜んでいただけるような取組でございますので、急に今回申し上げたことでございますので、検討していただいて、今後につなげていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、市民の皆さんからよく質問されます。投票所にメモを持っていくのは駄目ですか。投票所に行くと、なぜか緊張してしまう。名前や漢字を書き間違つたらどうしよう。字がうまく書けない。投票台に候補者の名前のプリントが貼られていますが、小さくて見えない。年せいいか、投票したい人の名前や漢字が覚えられない。また、2回投票しなければならないと、前後が分からなくなってしまうなんていう話を聞きました。

例えば、投票所に自分が書いたメモ、また新聞記事の候補者名、あとは選挙公報などの候補者名が書いてあるところを切り抜いて、投票者自身が持っていくことは可能でしょうか。もし可能であれば、誰もが投票しやすくなるのではないかと、すごく思います。

私自身も前にこういう相談もいただきましたが、なかなかそれは、メモを持っていくとか、そんなのは何となく後ろめたい気持ちというか、これは

違反ではないだろうかとか、いろいろとやはり心配になって持つていけない。あとは、高齢者の方も、そういうふうになってしまふと、やはりどきどきして書けない、すごく緊張する。

そういう話も、先ほどから繰り返していますが、そういうことがあるわけですので、そういうメモを持っていくということについては、選挙管理委員会ではどのように捉えているか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 竹田選挙管理委員会事務局長。

○竹田好秀選挙管理委員会事務局長 投票所で、候補者、政党の名前を忘れずに投票するためにということで、これはあくまでも御本人が備忘録的に準備したメモとか切り抜きとか、そういうものという前提ではありますが、そういうものを持参することは、一般的には許容されております。

ただし、投票所内でメモを他人に見せるとか渡すとか、そういう周囲に影響を与えるような行為は禁止されております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございました。改めて、メモを持っていっていいということをお聞きしました。ただ、持つていくにしても周りに迷惑をかけないように、例えば周りの人を見せたりとか、そういうことのないようにということですね、局長。自分自身が書いたメモまたは切り抜きを持っていって投票してくるには何ら問題がないということでおろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の質問なのですけれども、投票所への無料タクシーの移動支援であったり、障がい者の方々への補助具の支援、またメモを持参しての投票が可能であるなど、前向きな御答弁をいただきました。本当にこの質問をしてよかったですと、改めて今思っているところですが、やはりこれからも有権者の投票環境の整備ということについては取り組んでいただきたいと思います。いろんな市民の皆様の声を聞きながら、それが反映できればいい

かと思いました。

そして、これは補足ですけれども、私は聞き取りのときに、期日前投票の受付がスムーズにできるために、入場券の裏に期日前宣誓書を印刷しているわけですけれども、今回聞き取りで分かったのですが、かなりの割合で宣誓書に記入してこない方が多い。そしてまた、入場券は家族がいらっしゃれば、家族と一緒に印刷されてきますね。それをミシン目で切り取って持ってくるわけですけれども、それが家族の入場券と切り離して持てこない、そういう方も多いという話も聞きました。

やはり、これは私たち有権者側も注意しなければならないということをお聞きしましたので、私も友人とかに伝えていきたいと思いますし、選挙管理委員会でも、やはりこういうことも広報活動をしていただければと要望するところでございます。

それでは次に、大人用の「本のきろく通帳」について再度質問いたします。

今回、システム機器を更新したばかりであります、私は先ほど教育長の御答弁をいただいても分からなかつたことがあったのですが、今年に読書通帳の更新整備業務をやりましたね。令和6年8月から令和7年3月21日まで整備業務をやつていて、受注者も今までと違うところだったので、読書通帳という商品名が使えなくて、本のきろく通帳になったという話を私はお聞きしていました。

そのため、システムが変わったし、なかなか、もう一台更新したばかりなので、新しく大人のために機械を購入することもできないから、やはり今この現状だという話もお伺いしたのですが、先ほど教育長の話では、これからまた新たに館内のシステム更新があるというお話をしたが、それはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 このたび更新いたしまし

たのが、本のきろく通帳のシステムを新しくしたというところでありますて、これからは更新が必要になりますのが、図書館内のシステム全体の更新ということでございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） いろいろ経費はかかると思いますが、それでは読書通帳のシステムと、これからする館内のシステムの事業は別々であるということでよろしいですか。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 もともと開館時から設置しておりました通帳のシステムについては、館内のシステムとはまた別の製造元でございまして、このたび新しく入れ替えましたが、管内のシステムと同一メーカーのシステムとなっておりますが、全く別個のといいますか、システム上のつながりはもちろんございますが、通帳の記録システムの耐用年数が大分切れましたので、そのための更新だったということでございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。実はこの質問は、私は令和5年12月にもさせていただいておりました。そのときの答弁を読み返したところ、令和5年10月時点で読書通帳累計配付数は約6,200冊、読書通帳作成には1冊約200円の費用がかかる。先ほど、250円と教育長から出でていましたが、やはり高騰したということでしたが、1冊200円、このときはかかると言つて、費用対効果を考えれば、利用拡大よりも効果的な周知、配付方法の検討が必要である。システム機器の更新と合わせて、読書通帳の配付先を検討していくとのことでしたが、まずもって今回の端末機器を含むシステム機器の更新時に、大人のための通帳を検討されたのか。

この答弁の中には、システムの更新時期に検討するとおっしゃっていたわけですけれども、今回検討されたのかどうかについて、まずお伺いいたします。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 機器の更新時に、大人用の機器の設置についても検討はいたしました。通帳の記録システムにつきましては、館内の検索システムと連動しておりますて、窓口が今、大人用と子供用、2つございますので、それぞれに検索システムがございます。

それぞれに1個ずつ設置いたしますと、通常、倍の金額がかかつてしましますので、当初より、やはり計画しておりました子供向けということで設置いたしましたので、子供用だけにさせていただいたということでございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） そうすると、子供向けとして今回更新したけれども、大人用というのはどうしたらいいか、更新するかどうかというのは検討されていなかったということでおろしいでしょうか。

令和5年に、実は米沢市で初めて100人女子会というのを行いました。覚えていらっしゃると思いますが、その参加者からも、有料でいいので読書通帳が欲しいという声があり、このことも教育委員会にはお伝えしておりますし、同様に希望する声も多く聞かれていますが、そのことについては把握されているかどうか、お伺いいたします。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 私自身としては、直接、要望いただいているということについては、確認はしておりませんでした。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 大人用の通帳は欲しいという方が結構いらっしゃいます。それで、今回の、先ほど教育長からは1冊250円かかるというのと、システムのこともありますけれども、実は私は思ったのですが、現在、「本のきろく通帳」の端末機は子供の部屋にありますが、もし更新ができないのであれば、どうしたら大人が欲しいという要望に応えられるかと。予算がないけれども、

どうやつたらできるかというような方向性がないかと。できないと決めつけるのではなくて、やはり前向きに、どうしたらいいのかと、そういう視点で検討していただきたいと思うのですが、例えば、子供部屋に端末機があるわけすけれども、それを、この間お聞きしたときは、子供の部屋に大人が行くと困るという話もありました。

それならば、例えば一般カウンターの職員が子供の部屋に行ってプリントしてくれるということはできないのでしょうか。または、通帳端末機を子供の部屋の入り口と一般カウンターの中間くらいまで持ってきて、するとか、そういうことはできないのかと。そういうことはどうやつたらできるだろうかという検討の中に、そういう項目は入っていたのか、なかったのか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 図書館の窓口の職員が子供のところに行って記録することにつきましては、司書についても限られた人数で運用しているというところでありますので、窓口を離れてというのは、それが頻回になると、受付の業務に支障が出ると考えております。

また、通帳の記録システムの位置を変えるということにつきましても、先ほど申しましたように、検索のシステムと連動しているということで、大分離れたところに配置することになってしまいますので、全体のシステムにも影響があるというところで、なかなか難しいかと考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 今、教育管理部長から、やはり職員がカウンターから離れるのは難しいという話がありましたが、実際に部長、図書館の受付のところを、カウンター、その辺には行って、日中の状況は見られたのでしょうか。

私もこの前、行つきましたけれども、日中そのように、朝は少し混み合います。結構皆さんが来て、たくさんの本を借りていくというのは、混

み合つたのは見ましたけれども、日中はさほどそのように、中で本を読んだりとか、いろんなことの調べ物をしている人は多いのですけれども、本を借りに来るという方はそれほど、私も長い時間滞在していたわけではありませんが、そんなに多くはなかったです。

ましてやカウンターには、一般のカウンターにも2人、あと子供用カウンターにも2人いらっしゃいました。そのときは本を借りている方はいらっしゃらなくて、カウンターにお2人で腰をかけて、カウンター業務をされていたのかもしれません、それを見ますと、できないということはないのではないかと、私は今、教育管理部長のお話を聞いて思ったところですが、再度、もう一回お願ひいたします。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 確かに、時間帯によっては手すきの時間帯もあると思います。ただ、常時その対応をすることになりますと、現在の状況ではなかなか難しいと思っておりますので、その際には人員体制の見直しなども必要になってくると考えております。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） ありがとうございます。それでは、人員体制の見直しなどもしていただいて、市民が読書、大人の通帳が欲しいという方も多くいらっしゃるということでございますので、検討を再度お願いしたいと思います。

実は、市内の金融機関より平成28年のナセBA開館時に読書通帳が1万冊寄贈されています、米沢市に。そして、今年の1月27日に2回目、3,000冊が寄贈されております。

今回の新システムは、1月まで使用していた機械と互換性がないということで、今までの読書通帳を継続して使用できないということで、私は本当にがっかりてしまいました。何か通帳の意味合いが薄れたような気がします。

実は、今回思ったのですが、1万冊を寄贈され

て、今回の記事によりますと、5,372冊、1月26日で累計発行数となっておりますので、それでは寄贈いただいた未使用の4,700冊の通帳はどのようにになっているのか、お伺いしてもよろしいですか。

○島軒純一議長 土田教育管理部長。

○土田 淳教育管理部長 今、未使用の状態で、まだ保管している状況です。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 更新時期が決められておりました。だからといって、みんなに配付して、でも使えなかつたら意味がないことありますので、やはり本当は同じシステムを導入してもらいたかったと思うのと、せっかくこれもお金がかかっているわけです。読書通帳1冊250円と、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、それも市内の金融機関より米沢市に真心の寄贈をしていただいたものでございます。

このたびの寄贈をされた理事長は、子供が成長して人間力をつけていくためには、幼少期の読書が重要だと考える。通帳の活用で子供の読書習慣が身につくことを願っていると挨拶されていました。

そして、そのことに対して近藤市長からは、4月より米沢市子ども読書活動推進計画を作成し、いかに読書習慣を身につけさせるかを打ち出しており、今回の御寄附は非常に力強く後押しになると話されておりました。

先月末、この金融機関の理事長に直接お会いしました。大人の読書通帳について提案させていただいたところ、米沢市が実施するのであれば、ぜひ寄贈についても協力したいというお話をいただいてきたところです。

最後に、近藤市長にお伺いします。大人用の読書通帳導入については、先ほどの教育委員会とのやり取りを踏まえ、また寄贈いただいた理事長のお話もお聞きし、私は市長も同じように大切だと感じていらっしゃると思いますが、市長、私はで

きないことにすごく歯がゆくは感じておりますが、市長のまでは考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○島軒純一議長 近藤市長。

○近藤洋介市長 御質問ありがとうございます。山田議員のお話を聞かせていただきました。金融機関は、あえてこの場でも言っていいと思うのですけれども、公表されています、米沢信用金庫の大変ありがたい御寄附でございました。

読書というのは非常に重要であります。私の唯一の趣味が、寂しいのですが、読書と映画鑑賞ぐらいでございまして、ただ最近、一般的には読書をする機会も少なくなってきた。以前は毎週、月4冊ぐらい読んでいたのですが、今大体、月2冊ぐらいと。だんだんスマホの世界になって、大人の読書習慣もなくなりつつあると。こういう危機感も持っているところでございます。

読書の楽しさ、人生に与える潤いだとか、また大人が読まないと子供も読みませんので、そういう意味も含めて効果があるのだろうと思います。

お尋ねの大人の通帳でございますが、今、教育管理部長がるるお答えいたしました。確かに、議員御指摘のとおり、できない理由よりも、何ができるかという観点で考えてほしいという御指摘も至極ごもっともかという気がいたします。コストの面とか、様々な課題はございます。

基本的に、やはり図書館に大人も含めて、もっと多く通っていただくと。こういう方策は何かということを多角的に考えなければいけないと思いますが、読書通帳の充実の方策も含めて、いろいろ研究しなければいけないと、このように思つた次第でございます。

○島軒純一議長 山田富佐子議員。

○19番（山田富佐子議員） 市長、ありがとうございました。私も本当に同感でございます。

計画では、家読、親も子供たちも本を読みましょうと言っても、環境整備、このようにすばらしいナセBAという図書館があるのに、なかなか親

も足を運ばない。そういう環境ではなくて、やはりナセBAにみんなが集い合って、本に親しむ米沢市をつくっていただけるようにお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○島軒純一議長 以上で19番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時18分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、誰もが安心して暮らせる除排雪事業の推進について、23番斎藤千恵子議員。

〔23番斎藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（斎藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の斎藤千恵子です。

ここ数日の空は、夏の雲と秋の雲が同時に見られます。この時期の空を、行合の空と呼ぶそうです。空は季節の移ろいを現しているような気がします。

猛暑が続いた今年の夏も、朝晩幾らか、しのぎやすくなり、ときに秋風を感じる季節となりました。

豪雪から始まった今年も、また雪の心配をする時期となりました。本市も全国の地方都市と同様、少子化、高齢化が進む現状において、持続可能な除排雪体制を維持していくためには、今十分な除排雪対策を講じない限り、人口流出はさらに加速する可能性があります。

そこで今回は、誰もが安心して暮らせる除排雪事業の推進について質問いたします。

小項目1、米沢市雪対策総合計画改定後の現状

と課題について。

初めに、昨冬の豪雪の概要をお知らせください。

気候変動という状況下では、毎年同じような規模の大雪が降っても不思議ではありません。特別豪雪地帯の米沢市であっても、高齢者や障がいのある方々など除雪困難者の方であっても安心して暮らし続けることができる種々の除排雪事業の推進についてお尋ねいたします。

2018年、平成30年策定の米沢市雪対策総合計画は、2023年、令和5年、米沢市雪対策に関するアンケート集計結果により改定いたしましたが、改定後の現状と課題についてお伺いいたします。

まず、高齢者等除雪援助員派遣事業についてお尋ねいたします。

この事業は、除雪困難者が冬期間においても支障なく自立した暮らしができるように除雪援助員を派遣する事業です。その支援を実情に合わせて見直し拡充との改定ですが、改定後の現状はいかがでしょうか。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業についてお伺いいたします。

アンケートの結果では、高齢者に対する支援に重点を置くべきとの意見が多く、高齢者等除雪援助員派遣事業と高齢者等雪下ろし助成事業を合わせると、全体の4割強を占めました。自力で雪下ろしができない独り暮らしの高齢者や、障がい者世帯の方々に雪下ろし費用の一部を助成するとともに、雪下ろし費用の助成を実情に合わせて見直すとのことでしたが、どのような実情だったでしょうか。拡充なさった点についてもお知らせください。

同じように、年齢や病気等で身体が不自由になり、自力では雪を片づけることが大変な世帯を対象にした押雪軽減支援制度の実施は、さきのアンケートによりますと、認知度は上がってきているようですが、実績はいかがでしょうか。

町内会の御理解と御協力が必要となり、高齢者等雪下ろし助成事業の登録申請時に押雪軽減希

望の有無の確認を行うそうですが、拡充となっていますか。実績をお知らせください。

さらに、押雪軽減支援だけでは玄関先の雪が片づけられない障害者手帳をお持ちの世帯への支援、すなわち障がい者世帯への間口除雪の支援事業について、支援内容と対象世帯数、その実績についてもお尋ねいたします。

次に、除排雪協力会等による排雪への助成制度についてお伺いいたします。

令和3年度の実績では、協力会登録数499団体、助成利用団体数185団体と発表されておりますが、その後拡充されたものでしょうか。

さらに、地域の支え合いによる除排雪事業費補助金の助成制度についても御教示ください。この補助金の実績と補助対象者の団体、補助対象経費についてもお知らせください。

次に、私道除雪への助成事業について、事業内容と申請条件をお尋ねいたします。

さらに、幅員が申請条件に満たない私道の場合の支援はいかがでしょうか。

支援の最後に、除雪ボランティアについてお伺いいたします。

その担い手と実績についてお知らせください。

将来的な雪処理の担い手の減少に備え、さらなる地域外ボランティアの受け入れや、企業、団体との連携など、実施体制についても検討する必要があると考えます。

また、除雪ボランティアの実施体制が市全域で構築されることを目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

小項目2、地域コミュニティの共助による地域除雪の推進について。

我が国の豪雪地帯は、国の面積の51%の地域に及び、そこに全人口の16%が生活しています。これらの地域の多くは、全国平均よりも高齢化や人口減少が進んでおり、雪処理など、特に独り暮らしの高齢者や障がいを持った方々などが冬を越すのに不安を抱えたり、困ったりなさっています。

また、それに伴い冬期の災害時の地域防災力の低下が社会的課題となっている状況です。

国は、豪雪地帯における克雪体制の整備に関する具体的な施策として、共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアルの策定、普及を位置づけました。

そこでお尋ねいたします。本市における共助による地域除雪の現状をお知らせください。市の役割、町内会などが核となって、学生などの若い力を取り入れたり、企業や団体と連携した除雪ボランティアの実施体制は実質的なものになっていくでしょうか。

担い手の育成や確保など、また共助による地域除雪は日頃の地域コミュニティの確立が前提になると思われます。コロナ禍以来、薄れつつあると言われている地域コミュニティの希薄さが課題となっていないかなど、地域内共助による除雪体制を整えるまでの現状と課題についてお知らせください。

小項目3、冬期移住による高齢者の安心安全の確保についてお伺いいたします。

高齢者が住み慣れた地域に住み続けられるよう、冬の生活や雪処理に対する不安を解消し、安全安心な暮らしを確保するため、冬期のみ公的施設等に住み替えする施策を実施し、成功している市町村があります。

私は、高齢者がずっと住み慣れた地域に住み続けられる一つの方策として、冬期移住は有効であると考えますが、本市としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

全国の豪雪地帯の中でも、特別豪雪地帯は201市町村、全体の11.7%、人口では僅か2.2%しか占めておりませんが、特別豪雪地帯でも、高齢者でも、障がいを持っている方でも暮らし続けられるよう、国の交付金や補助金を積極的に活用し、やっかいがられる雪の除雪を地域ぐるみで取り組み、何とか安心安全に暮らし続けられるよう、除雪の政策をさらに強化していただきたい

ことを最後に申し上げ、演壇からの質問といたします。

○島軒純一議長 石川建設部長。

〔石川隆志建設部長登壇〕

○石川隆志建設部長 私からは、誰もが安心して暮らせる除排雪事業の推進についての（1）米沢市雪対策総合計画改定後の現状と課題についてのうち、道路除排雪事業に関する押雪軽減支援制度、障がい者世帯への支援制度、除排雪協力会による排雪等への助成制度、私道除雪への助成制度の4つについてお答えいたします。

初めに、令和6年度の降雪状況ですが、2月初めに断続的な寒気の影響を受け、2月5日から9日までの短期間に100センチメートルの降雪があったこともあり、最終的な累計降雪量は7メートル6センチメートル、2月9日には最大積雪深が162センチメートルを記録したことから、豪雪対策本部が設置されるといった近年最大の大雪の年がありました。

そのため、除雪出動回数は、早朝除雪25回、日中除雪7回となり、排雪作業についても、市街地の路線で最大3回、延べ延長にして約90キロメートルの排雪作業を実施しております。

また、本市が管理する8か所の雪捨て場は、いずれも受入れ容積が100%に達したため、受入れ地を広げ、また期間も延長したことから、令和6年度の除排雪事業費は過去最大の約19億8,400万円となったところであります。

米沢市雪対策総合計画改定後の現状と課題について、1つ目の押雪軽減支援制度についてであります。この制度は、やさしい除雪支援として、平成23年度から、年齢や病気等で体が不自由になり、自力では雪を片づけることが大変な世帯を対象に、道路除雪時に玄関先に堆積する雪の量をなるべく少なくし、除雪後の雪片づけ作業を軽減するもので、町内会長から土木課への届出があった世帯、高齢福祉課が実施しております高齢者等除雪援助員派遣事業に登録されている世帯を対象

としておりましたが、令和5年度より高齢者等雪下ろし助成事業の対象世帯が高齢者等除雪援助員派遣事業の対象世帯と同一になることから、高齢者等雪下ろし助成事業を希望される世帯も対象とし、制度の拡充を行いました。

令和6年度の実績として、市道で押雪軽減支援を利用している世帯は1,375世帯であり、そのうち令和5年度に拡充した高齢者等雪下ろし助成事業の申請者で押雪軽減支援制度を希望した世帯は203世帯となっていることから、制度が周知され、利用が拡充されていると捉えております。

しかし課題として、今後高齢化が進んでいることで対象世帯は増加すると思われるため、押雪軽減の効果が出るように、地域からの雪押し場の提供や町内除排雪協力会による排雪といった市民協働による雪処理体制づくり、地域の共助が必要不可欠であると捉えております。

2つ目の、障がい者世帯への支援制度についてであります。この制度は令和元年度より障害者手帳を持つ世帯を対象に、道路除雪で堆雪された間口の排雪作業を行うもので、自己負担もあることから、対象世帯に実施希望を募り、届出者に対し支援しているものであります。

例年、本制度の対象世帯は約20世帯であります。対象者のほとんどが、市が排雪を行う第1種除雪指定路線に面していたり、除排雪協力会による排雪が行われている地区であったりするため、この制度の利用者は毎年1名程度と少ない状況ですが、本制度の対象世帯が拡大することも考えられますので、今後の進め方については研究が必要であると捉えております。

3つ目の、除排雪協力会による排雪等への助成制度についてであります。この制度は第1種除雪指定路線以外において、市に登録された除排雪協力会が排雪等の作業を行った場合、その費用の一部を市が助成するもので、令和5年度より地域の除排雪の促進を図るため、市からの助成額を増額し、地元負担を軽減する見直しを行ったところ

であります。

除排雪協力会の登録団体数については、令和4年度の508団体から、令和6年度は531団体と、23団体増加し、令和6年度の排雪延べ回数も302回と多かったことから、共助による地域の除排雪が促進されていると捉えております。

議員お述べの、今後、負担割合を見直すことはあるかにつきましては、令和5年度に地元負担を大きく軽減する見直しを行ったばかりでありますので、現時点では考えておりませんが、今後、除排雪協力会での排雪作業が継続して実施できるよう、引き続き研究を進めてまいります。

4つ目の、私道除雪への助成制度についてであります。この制度は申請のあった私道について、冬期間における通行を確保し、生活環境を維持するため、市の除雪車が市道除雪に合わせて作業を行い、除雪作業に要した額の2分の1を市が助成するものとなります。

私道除雪の申請条件ですが、路線延長がおおむね30メートル以上であり、幅員がおおむね4メートル以上であることとしており、令和6年度は284団体からの申請を受け、除雪を行っております。

議員お述べの、申請条件に合わない人への支援をどのようにやっているのかにつきましては、申請条件である幅員4メートルに満たない場合でも、公道に接していること、雪押し場が確保できること、隣接を除雪している委託業者の除雪機械で作業が可能と判断した場合、4メートルに満たない場合でも申請を受理し、支援しているケースもございます。

以上、お話ししました4つの制度を今後も継続していくためには、市民協働による雪処理体制づくり、地域の共助が必要不可欠でありますので、市民の方が安心して暮らせるよう、本制度について今後とも研究を続けてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

〔山口惠美子健康福祉部長登壇〕

○山口惠美子健康福祉部長 私から、誰もが安心して暮らせる除排雪事業の推進についての（1）米沢市雪対策総合計画改定後の現状と課題についてのうち、高齢者等除雪援助員派遣事業、高齢者等雪下ろし助成事業、除雪ボランティアセンターの令和6年度の実施状況と課題についてと、（3）についてお答えいたします。

初めに、（1）高齢者等除雪援助員派遣事業についてですが、昨年度は豪雪により豪雪対策本部が立ち上がり、継続的な降雪が予想されたことから、高齢者等が支障なく自立した生活が営めるよう、派遣回数の上限を2回増やしたところです。

令和6年度の実績は、登録世帯は475世帯、派遣回数は1,738回、事業費は約1,285万円となっております。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業ですが、除雪援助員派遣事業同様、昨年度は助成回数の上限を2回増やしたところです。

令和6年度の実績については、登録世帯は1,201世帯、助成回数は2,374回、助成額は約2,365万円でした。

令和5年2月に実施しました米沢市雪対策総合計画市民アンケートでは、求められる対策として、助成制度の要件緩和や手続の簡素化、制度の充実が挙げられています。

制度の充実としまして、雪下ろし助成事業について、令和5年度から上限を1回当たり9,000円から1万円に増額したほか、令和5年度からは助成金の委任払いを可能とし、利用者の経済的負担の軽減を図ったところです。

手続の簡素化については、今後、電子申請などの導入など、引き続き研究、検討してまいります。

このほか、高齢者等雪下ろし助成事業の登録申請時に、土木課で実施している押雪軽減支援制度の登録希望の有無の確認を令和5年度から行っており、高齢者の利便性の向上に努めているところです。

高齢者等除雪援助員派遣事業の最大の課題は、担い手の確保と捉えております。受託事業者は米沢市シルバー人材センターのほか、市内の5つのNPO法人に委託しておりますが、近年どの事業所においても、除雪作業員の高齢化により担い手が減少している問題を抱えており、厳しい人員体制の中で事業を実施していただいている状況です。

このほか、継続的な降雪が続いた際には、利用者宅へ時間どおりに到着できないケースもあり、担い手の確保については他のNPO法人などにも積極的に働きかけを行うなど、新たな事業所の開拓を進めてまいります。

また、昨冬は継続的な降雪が続き、利用者からの問合せや御相談が多く寄せられました。その中でも特に、業者に連絡がつながらないため対応可能な事業所を教えてほしい、対応してもらえるまで時間がかかり困っているなどの声が複数寄せられたところです。

雪下ろし等が対応可能な市内の業者については、米沢商工会議所の建設部会で作成された雪下ろし等対応可能業者リストを本市のホームページに掲載しておりますので、窓口や電話で御相談があった際には、こちらの情報を提供させていただいているところです。

米沢市雪対策総合計画の改定版において、冬期間に不安に感じる高齢者の割合を令和9年度までに20%に下げるなどを成果指標に設定しています。その指標達成に向けて、令和7年度以降も雪対策総合計画に基づき、降雪状況に応じた支援の拡充、府内各部署との連携や各関係機関との協力を図り、高齢者等が冬期間安心して生活できる雪対策を進めてまいります。

次に、米沢市社会福祉協議会の除雪ボランティアセンターの実施状況についてお答えいたします。

実績として、昨冬の除雪支援を行った世帯は、高齢者世帯が11世帯、障がい者世帯が1世帯であ

ったことから、低い利用状況となっています。

また、社会福祉協議会の各地区の支部から要望を受け実施している除雪ボランティア雪かき隊による複数の世帯への除雪作業については、令和6年度は地区からの要望もなかったことから、実績はなかったところです。

社会福祉協議会によりますと、除雪ボランティア登録者数は令和4年度244人、令和5年度239人、令和6年度357人と、降雪状況により登録者数に増減はありますが、高校生や大学生などの若い世代のボランティア登録者が増えているとのことで、支え合いの輪が広がってきているものと考えております。

除雪ボランティア事業の、特に重要な課題として挙げられるのは、ボランティア員の人員確保です。米沢市雪対策総合計画改定版においても掲載しておりますが、除雪事業の継続のためには、雪処理の担い手としての除雪ボランティア員の確保が必須です。

社会福祉協議会では、ボランティアの人員確保について広報やSNSを活用し、広く募集を行っていますが、本市においても社会福祉協議会と連携を強固にし、企業や団体への働きかけを行っていく必要があると考えております。

次に、（3）冬期移住による高齢者の安心安全の確保についてお答えいたします。

議員お述べのように、冬期間、豪雪により生活環境や移動手段に支障がある山間部等にお住まいの高齢者などを対象として、安全安心な居住機能を提供する事業を実施している自治体があるようです。

しかし、本市においては、これまでそのようなニーズを把握していなかったことなどから、冬期間の移住施設の必要性については検討を行っておりませんでした。

今後、事業を実施している自治体の状況を確認し、研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長　畠山企画調整部長。

〔畠山淳一企画調整部長登壇〕

○畠山淳一企画調整部長　私からは、1（1）のうち、地域の支え合いによる除排雪事業費補助金の現状と課題と、（2）についてお答えいたします。

初めに、1（1）地域の支え合いによる除排雪事業は、町内会や隣組など地域住民で組織する、おおむね5人以上の団体を対象として、除雪機を使用した作業1回当たり700円のほか、事務経費、ボランティア活動保険料、除雪道具の購入費などを補助対象経費としております。

令和6年度の実績は、13団体に合計96万4,000円の補助金を交付しております。

1団体の構成人数は4人から20人と幅広く、全体で142人の支え合いによる力で128世帯の除雪を行いました。

制度の御意見をお聞きしている中では、除雪機稼働1回当たりの単価を上げてほしいという要望が多く、燃料費の上昇もあることから、単価の見直しについての検討が課題であると認識しております。

次に、（2）地域コミュニティーの共助による地域除雪の推進についてお答えいたします。

本市では、さきに述べました地域の支え合いによる除排雪事業費補助金が該当します。山形県のいきいき雪国やまがた推進交付金を活用して、令和元年度にスタートしました。

初年度は、モデル事業として7団体に補助金を交付し、その後、年ごとに少しづつ増え、令和6年度は先ほど申し上げたとおり、13団体に補助金を交付しております。

高齢化、人口減少が進む中、近年では核家族化の進展、生活スタイルの多様化によって、地域社会の連帶意識の希薄化が懸念されるところですが、厳しい冬を乗り越えて、安心して暮らし続けていくためには、共助による雪処理は欠かせなくなっています。地域住民の御近所同士、困ったときはお互いさまという共助意識を行動に移す

ための後押し施策として本事業を推進しております。

また、大学生による共助の取組としては、山形大学工学部、米沢女子短期大学、そして米沢栄養大学の学生による地域高齢者宅除雪ボランティアによる活動も行われています。

令和6年度は48人のメンバーで活動し、非降雪地域出身者も多い中、安心して暮らせる米沢のまちに恩返ししたいという地域を思う共助の気持ちから活動しており、学園都市推進協議会が一部経費を助成しております。

雪を一つの契機として、地域の人と人がつながり、連帶意識が生まれ、地域コミュニティーによる共助意識の醸成が促進されるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長　齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員）　御答弁ありがとうございました。昨冬の豪雪の様子、対応を数字でお伺いして、さまざまと豪雪の様子、大変だった冬を思い出したりしたところでございます。

それでは、再質問させていただきます。

小項目の1から、米沢市雪対策総合計画改定後の現状と課題についてからでございますが、種々の政策について、改定後の実績と現状について御答弁いただきました。

その中で、まず高齢者等雪下ろし助成事業について、お伺いしたいと思います。

ある独り暮らしの高齢者の方が昨冬の大雪で雪下ろしを業者の方にお願いしたのだそうですが、雪を下ろす場所が、その方のおうちには土地がないということで、業者の方が引き揚げてしまって、結局雪下ろしをすることはできなかった。その結果、屋根が壊れて雪害となってしまいました。

そのことを、雪が解けて、それからお伺いしたのですが、その方は高齢者等雪下ろし助成事業というものを御存じなかったということでございました。せっかくの高齢者等雪下ろし助成事業で

すけれども、この方のみならず、知らない方が多いようです。

この支援を必要としている方の下に届く方策というものはないでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まだまだ全世帯に、必要な方に情報が伝わるような状況にないということを今御指摘いただきまして、改めて感じたところです。

今後どのような方法で周知ができるかということを今御指摘いただきまして、改めて感じたところです。

現在、民生委員なども通じて、お知らせはさせていただいているところではありますが、さらに働きかけなども含めまして、今後強く推進してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） 言うまでもなく、冬はすぐやってまいりますので、ぜひ、この方のみならず、様々な支援の事業が必要としている人のところにということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢者等雪下ろし助成事業の助成回数について、もう一度お伺いしたいと思います。

昨冬の豪雪の場合は、市街地でも、特に年数のたったおうちに住まいの方々から、周辺部と同じように助成を4回にしてもらえないものかという要望が数件ございましたが、今年もまた大雪であろうという予測もあるようですが、今冬に向けて御検討の余地はありますか。

そしてさらに、3回と4回の回数の基準なども併せて教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市においてはエリアを決めさせていただきまして、そのエリアに特定された方については、通常の、それ以外のエリアの方よりも多く、雪下ろし及び除雪の作業をさ

せていただいております。

その区分につきましては、これは一部の地域の設定についてになりますけれども、山村振興法に基づき、振興山村として指定された地域を参考とさせていただきまして、こちらは降雪量が多い地域として設定させていただいた経過がござります。

雪下ろし助成事業については平成18年から、除雪援助員派遣事業については平成26年から、こちらを一部地域について回数の見直しを行っていたところです。

設定から結構な年数もたっております。また、状況の変化などもありますので、今後になりますけれども、制度の見直しなどをさせていただければと考えております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） ありがとうございます。ぜひ実質的な見直しということで、よろしくお願いしたいと思います。

次に、除雪ボランティアについて、もう一度お伺いしたいと思います。

御答弁いただいた、これら様々な情報をいただきましたけれども、除雪ボランティアに対し、対象となる世帯、手を挙げる申請制ということではございますけれども、どういう形で、こういう制度があるということをお知らせしていらっしゃるのかどうか。社会福祉協議会の中のことだと思いますけれども、お分かりであれば教えてください。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こちら除雪ボランティアの派遣につきましては、対象者の方については、高齢者の方、障がいをお持ちの方、また独り親世帯の方ということで、こちらの方に支援を行う事業となっております。

周知の方法につきましては、大変申し訳ありません。現在のところ、私のほうで資料がないもので、後でお答えさせていただければと思います。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 今のお話しいただいた、どの支援についても同じでございますが、ぜひ必要としている方のところに情報がストレートに届くように様々な手立てを行っていただきたいと強く思うところです。なさってはいらっしゃるのだと思いますけれども、先ほどどの高齢者等雪下ろし助成事業のみならず、様々、こんなにたくさんの支援があるわけですけれども、やはり必要とした方にぜひ届くような方策をお考えいただければありがたいと思ったところです。

それではもう一つ、先ほど、改定のときの市民アンケートの中で、除雪ボランティアを知っていますかとの問い合わせに、あることを知っていると答えた方が54.8%、また利用したいと思いますかという問い合わせに、利用したことがある、必要があれば利用したいと思うと回答した人が合わせて56.7%と、半数を超える結果だということを教えていたいたいところですけれども、一方、除雪ボランティアとして活動してみたいと思いますかという問い合わせには、既に参加しているという人が1.7%、機会があれば参加したいと回答した方が18.8%と、合わせても約2割と。ここからも除排雪の担い手不足がかいま見られるところであります。

先ほども答弁の中で、課題として、人員、担い手の確保というお話がございましたが、ボランティアの育成ということについては今後どのように進めていくか。確保というためのボランティアの育成ということになると思いますけれども、どのように進めていくか教えてください。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まず先ほど、周知方法についてお知らせすることができませんでしたので、ここでお知らせさせていただきます。

現在、社会福祉協議会においては、社会福祉協議会のホームページなどでPRしているほか、また民生委員からの周知ということで、2通りの周知の方法を取っているということで確認を取ら

せていただきました。

今の、ボランティア員の人材確保というところは、ほかの事業においても同じように言えるところではあります。ただ、ボランティアというところで、こちらは無償のボランティアにはなるかと思いますので、どのように確保していくか、また企業への働きかけも必要になってくると思います。

それも含めまして、先ほども壇上で申し上げましたように、社会福祉協議会とも強固に連携を図りながら、また社会福祉協議会に任せるということだけではなく、市においても積極的に働きかけを行える、そのような方法について検討させていただきたいと考えております。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

ここで、国土交通省がまとめた、安心安全な克雪体制づくり取組事例集というのがあるのですが、その中で、同じ豪雪地帯の青森市なのですが、学生をはじめとした除雪ボランティアの育成～活動地域の拡大に向けて～という事例が載っていましたので、ひとつ御紹介させてください。

広域での除雪ボランティア活動の展開を目指し、活動地域の横展開を図るため、活動を希望する除雪ボランティアと、希望する地域団体のマッチングを行ったり、地元の高校の運動部の生徒たちと連携した活動体制を構築したり、県外の除雪ボランティア受入れを実施するなど、市全体で実施体制をつくった好事例が載っていました。

本市にも参考になると思われるポイントは、町内会が核になって、学生などの若い力を取り入れながら、企業や団体と連携する除雪ボランティアの実施体制をきっちりとつくり上げていくこと。さらに、鶴岡市では、地域外ボランティア除雪サポートを登録し、そして、先ほどもありましたが、育成し、組織化につなげることが、米沢市にとっても将来的にも必要かと思いますが、もう一

度いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 大変貴重な御提案をありがとうございます。ぜひ参考とさせていただきたいと考えております。先進地事例など、これからも、こちらでも確認しながら進めさせていただければと思います。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） 様々な支援を本市でも本当に政策として進めさせていただいていること、しかもアンケートにより改定したことによって、拡充しているということもよく分かりました。

ただ、先ほども申し上げましたが、これらの支援は全て申請制で、声を出せずにいる方も多いようです。特に、高齢者の方、障がいを持った方々が、必要であるけれども申請しなかったり、届けをしなかったりということも現実としてお聞きするものですから、その辺、今後どうしていったらいいのかと、いろいろ他市の例など見てみましたが、やはり除排雪の困難者の世帯の方、それから今後困難になると予想される世帯の方のリストアップ、こういうものも今必要ではないかと思うところがありますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かにそのとおりかと思います。ますます高齢者の独り暮らしという方も増えていく状況もございます。高齢者の世帯というのも年々増えているような状況にもありますので、そのような環境になる可能性がある方についても、やはりそういう世帯の把握に努めることをまず第一に考えて、進めさせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） それでは次に、小項目2、地域コミュニティの共助による地域除雪の推進について、再度お伺いしたいと思います。

国は令和3年創設、令和6年に拡充した豪雪地帯安全確保緊急対策交付金、これは地域ぐるみで

行う将来の除排雪体制整備に関する方針の策定として、地域安全克雪方針の策定、補助率10分の10、また地域の除排雪体制の整備、補助率2分の1、これは共助組織の立ち上げや小型除雪機等の資機材の購入などに使える大変優れた交付金だと思って見せていただいたところです。

こうした国の自治体に対する支援が強化されたのは、やはり豪雪地帯対策特別措置法の改正と、期限の10年延長ということが実現したことにより、交付金の基盤となる法律が長期的に継続されることになったということだと思っています。国も戦略的な取組を積極的に支援している状況です。

こうした中、本市でも、ぜひこうした国の交付金や補助金を積極的に取り入れて、将来的な雪対策につなげていただきたいと強く思うところですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 畠山企画調整部長。

○畠山淳一企画調整部長 先ほど、共助の事業として御紹介させていただきました、地域の支え合いによる除排雪事業でございますが、こちらは山形県のいきいき雪国やまがた推進交付金を活用して実施しております。議員御提案のとおり、有利な財源を引き続き活用しながら進めていきたいと思います。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番（斎藤千恵子議員） ありがとうございます。ぜひアンテナを高くして、積極的に取り入れていただきたいと思うところです。

次に、小項目3、冬期移住による高齢者の安心安全の確保についてでございますが、これも国の豪雪地帯対策基本計画の改定の追加事項の中に、高齢者の住まい方の検討として、雪処理の負担軽減のために克雪住宅の普及を図るとともに、高齢者が冬期に居住する集合住宅など、高齢者の安全安心な住まい方を検討すると、国も追加事項の中に入れております。

この方針は、独り暮らしの高齢者や、高齢者の

みの世帯の方々が自宅に籠もりがちな冬期間も、1つには雪処理の負担軽減のため、2つ目は、医療や社会活動とのつながりを持って、心身の健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らすため、冬期のみ市街地の公的施設などに住み替えをするという事業であります。毎年、高齢者の方々の中には、冬を無事に過ごせるかという不安とか、また雪に対する困難さを口にされる方も増えております。

国の方針を実行した様々な市町村があるわけですけれども、これらの市町村は、先ほどの答弁の中にもありました。ニーズ把握のために、まずニーズ調査を行い、一定のニーズを把握したために、実証実験を実施しているということでございました。

こうした冬期移住を進めている自治体もあるのですが、ニーズというところについて、先ほどはないという御答弁でございましたが、こうした実証実験をしている自治体もありますが、もう一度いかがでしょうか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほど壇上でも申し上げたように、こちらのニーズ調査については行っていないことから、把握していないということで御答弁させていただきましたので、その必要性についても検討は行ってこなかったという状況にございます。

次の、雪対策総合計画の策定に当たって、同じように市民アンケート調査というのをやるかと思います。こちら内容をどのように表記するかというところも関わってきますけれども、ぜひその中で調査できればと考えております。

○島軒純一議長 斎藤千恵子議員。

○23番(斎藤千恵子議員) ありがとうございます。なかなかイメージしにくいというところがあると思います。

参考までにですが、長野県の飯山市では令和5年の2月に、こうした冬期移住についてニーズ調

査をして、3月には近隣の先進地である妙高市や十日町市を視察して、府内で整備方針を検討し、実証実験を実施したそうです。ちなみに、妙高市では冬期入居支援事業、十日町市では高齢者憩いの家・高齢者冬期共同住宅と、高齢者のニーズに沿った施策を様々実施しているようあります。

本市で冬期移住というと、市街地では公的施設というと市営住宅かと、思いつくところがないのですけれども、ぜひこうした高齢者冬期移住の取組について、改めて施設を建てたところもあれば、様々な高齢者住宅を使って、したところもございます。何分にもニーズの問題かと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

誰でもいざれ年を重ねていきます。誰もが住み慣れた米沢市で、この地で冬でも安心して安全に過ごせるように、特別豪雪地帯の米沢市でも安心して暮らせるように、様々な先進事例など、ぜひ参考になさって、視察に行かれて、積極的に除排雪の事業に取り組んでいただきたいということを重ねてお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で23番斎藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時24分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、再生可能エネルギー導入目標の2030年目標について、どのような取組で達成するのか外2点、21番高橋壽議員。

[21番高橋壽議員登壇] (拍手)

○21番(高橋壽議員) 私の質問は3項目です。1、再生可能エネルギー導入目標を設定してい

ますけれども、2030年目標をどのような取組で達成するのかについて。

2025年、さきの6月定例会で示された公共施設の再生可能エネルギー導入率は低過ぎると思います。再生可能エネルギー由来の電力メニューに切り替えることで導入率を引き上げるとするならば、導入率100%達成目標を2050年に設定しなくとも、早期に達成できるのではないか。

そこで伺います。

(1) 2030年目標達成に向けた、いわゆるロードマップなど、今後5年間の取組を示すものはあるのでしょうか。

また、具体的な取組を明らかにしていただきたいと思います。

(2) 2025年時点での公共施設の導入実績は、さきの6月定例会で答弁いただいたわけですが、それでも、低過ぎると思います。要因はどのようなところにあったのか分析されているのか、お伺いしたいと思います。

(3) 2030年目標は引き上げることはできないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

質問の2項目め、学校給食の地産農産物の導入推進をどのように進めようとしているのかについて伺います。

第2次米沢市農業振興計画で示された学校給食への地産農産物の導入目標について、その評価をまずお伺いしたいと思います。

2025年の3月定例会、学校給食の農産物共同購入事業で、品目数を増やす取組で導入率を引き上げていきたいとの答弁でした。品目を増やす取組はどのようにするのでしょうか。

また、学校給食に食材を提供する生産者を増やす取組も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、具体的にお伺いいたします。

(1) 農業振興計画で示された地産農産物の導入について、現状数値と目標数値は。特に、目標数値については妥当な数値と言えるのかどうか。

その根拠を改めてお伺いしたいと思います。

(2) 第4次米沢市食育推進計画、これは今、来年度からの計画ということで、策定中だということですが、第4次の推進計画に、先ほど申し上げました農業振興計画で示された数値と同じ数値を掲げていかれるのかどうか。私は、国の第4次食育推進基本計画の目標数値に近づけていく必要があると考えます。

改めて、この問題について議論すべき課題だと思いますが、いかがでしょうか。

(3) 目標値を引き上げられないのでしょうか。引き上げる計画と手立て、取組を具体的に示していく必要があると思います。

(4) みどりの食料システム戦略、いわゆるみどり戦略の有機農業の地域内拡大と、学校給食の地産農産物導入の推進の課題を一体的に取り組む必要があると考えます。具体的な取組を考えているのかどうか、伺いたいと思います。

3項目めは、学童保育の公設化について、本市の考えについてお伺いしたいと思います。

学童保育の公設化は考えていない。これが米沢市のこれまでの一貫した方針となっています。市長公約と、それから次期まちづくり総合計画案に示された学童保育の無償化を実現するに当たり、施設整備の点で、公設化の課題は当然議論されるべきものと考えます。

次期総合計画でも公設化しない方針になっているようですが、そこでお伺いしたいと思います。

(1) 公設化を否定する米沢市の考えの理由は何なのでしょうか。

(2) 学童保育の無償化に向けた課題に、公設化の課題は入らないのでしょうか。

(3) 民設では公設と比べ、施設整備にかかる保護者負担が重いのではないかでしょうか。あえて民設にした場合ですが、米沢市として施設整備にメリットは何かあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

質問は以上3項目です。よろしくお願ひします。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

〔遠藤直樹市民環境部長登壇〕

○遠藤直樹市民環境部長 私からは、1の、再生可能エネルギー導入目標の2030年目標について、どのような取組で達成するのかについてお答えいたします。

まず、(1)の、2030年目標達成に向けた取組等について申し上げます。

6月定例会でも申し上げましたが、令和6年12月に改定した米沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、公共施設への再生可能エネルギーの導入に関する取組として、設置可能な建築物の50%以上に太陽光発電設備を設置すること、新設施設への太陽光発電設備の積極的な導入を行うこと、施設の60%以上に再生可能エネルギー電力を調達することの3つの取組内容を設定しております。

この具体的な工程を示すロードマップは作成しておりませんが、昨年12月に全課に電力調達方針について通知し、再生可能エネルギー電力の調達、地産地消電源の活用、地域新電力の活用推進の3点について共有しております。

まずは公共施設において再生可能エネルギーを地産する取組が重要ですが、太陽光発電設備の自己所有による設置につきましては、建設コストが上昇する中にあって、費用面での課題が大きいため、第三者所有のPPAモデルでの展開を検討しているところであります。

今年度選定されました脱炭素先行地域づくり事業におきましては、次年度以降、国の交付金を活用しながら、浄水管理センターなどのエリア内にある公共施設の敷地内において、PPAモデルでの太陽光発電設備の設置を予定しているところであります。

また、地域新電力会社におきましても、脱炭素先行地域づくり事業やFITを活用した電源を

調達する予定でありますので、こうした電源調達の進展に合わせて、公共施設における再エネ由来電力への切替えを進めていきたいと考えております。

それでも再エネ由来電力の調達が進まない場合は、大手電力会社の再エネプランを活用する方法もありますが、非化石証書分が電気料金に上乗せされることから、財政負担もありますので、慎重な対応が必要であると考えております。

次に、(2) 2025年時点での公共施設への再生可能エネルギー導入率の実績の低さと要因についてお答えいたします。

2030年までに施設の60%以上に再生可能エネルギー電力を調達するという本市の目標については、政府実行計画に準じた数値としております。

本市の令和6年度における再エネ由来電気の調達実績割合は約3.5%となっており、まだまだ低い状況にありますので、今後、脱炭素先行地域づくり事業の取組などにより実績を積み上げていく必要があるものと考えております。

実績が低い要因としては、先ほども申し上げましたとおり、近年の建設コストの高騰により、財政的な課題から、公共施設の建て替えなどにあっても、自己所有の太陽光発電設備の導入が進まなかつたことなどが挙げられます。

次に、(3) 2030年目標は引き上げられないかについてお答えいたします。

小項目1でも申し上げましたが、エネルギーの地産地消を基本として、脱炭素先行地域づくり事業を活用して、目標達成に向けた取組を進めていく予定でありますので、現段階での目標の引き上げは難しいと考えております。

なお、大手電力会社の再エネプランに切り替えた場合の追加費用も試算しておりますが、公共施設を全て切り替えた場合、毎年度約2,300万円の財政負担の増加が見込まれますので、慎重な対応が必要であると考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

〔我妻重義産業部長登壇〕

○我妻重義産業部長 私からは、2の、学校給食の地産農産物の導入推進をどのように進めようとしているのかについてお答えいたします。

初めに、（1）農業振興計画で示された地産農産物の導入について、現状値と目標値のうち、特に目標値は妥当な数値と言えるのか、その根拠についてですが、学校給食における地産地消の推進は、子供たちが農業や食文化に関心を深める機会を提供するとともに、地域農業の活性化や安定した販路の確保による生産者の意欲向上、そして生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む上で、とても重要な取組であると認識しております。

本年3月に策定しました第2次米沢市農業振興計画においては、学校給食を利用した地域の農産物の利用促進を掲げており、置賜産野菜の使用率が重量ベースで、令和4年度の現状値が23.4%であるのに対し、令和11年度の目標値を24%に設定したところであります。

本市では、旬の地産食材を共同購入により学校給食に提供する、学校給食における地産地消推進事業を実施しておりますが、置賜産野菜の使用について、冬期間は野菜等の栽培品目が少なくなることから、使用できる品目も限られてくるため、地域外の食材を使用するといった状況が出てまいります。

また、本市の園芸作物は少量多品目での栽培が多く、品目当たりの生産量が少ないとや、近年の異常気象による収穫量の減少などから、安定した納入数量の確保といった面で課題もあるところです。

このように、地産食材の生産量は気象状況などにより大きく変動する場合もあることから、まずは使用率を下げる事のないよう現状を維持していくことを目標値として設定したところです。

当然、使用率向上に向けた取組を推進していくこととしておりますので、生産者や卸売業者、青

果商業組合、学校関係者による、学校給食における地産地消推進事業に係る意見交換会を定期的に開催し、取扱いの状況や給食での需要等について情報共有しながら、地場産農作物の学校給食への導入について意見交換を行い、検討を進めていけるところであります。

まずは地場産農作物の取扱い品目の維持、増加に努めながら、地産地消の取組を推進していくと考えております。

次に、（2）の、第4次米沢市食育推進計画の策定では、同じ目標値を掲げるのか。国の第4次食育推進基本計画の目標値に近づける必要はないか。議論すべき課題ではないかについてであります。現在所管課において第4次米沢市食育推進計画策定に向けた検討作業を進めており、その中で議論していくこととしております。計画案がまとまりましたら、議会へ計画案をお示しする予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、国の第4次食育推進基本計画では、学校給食における都道府県単位での地場産を使用する割合について、現状値から維持、向上した都道府県の割合を90%以上とすることを目指すとしておりまして、具体的な目標数値は示されていないところであります。

次に、（3）目標値を引き上げられないのか。引き上げる計画と手立て、取組を具体的に示すべきではないかについてでありますが、第2次米沢市農業振興計画に掲げる置賜産野菜の使用率は、さきにお答えしたように様々な課題があることから、まずは現状を維持していくことを目標値として設定しておりますが、現状維持を図りながらも、さらに向上していくための手立てが必要であると考えております。

先ほど申し上げました、学校給食における地産地消推進事業に係る意見交換会の中で、活用しやすい品目や栽培面積の拡大に取り組みやすい品目等について、生産者等と意見交換を行いながら、

学校給食の地産地消について、具体的な取組の掘り起こしを行いまして、目標値として設定していた学校給食置賜産野菜使用率をクリアした上で、少しでも向上を図ることができるよう取り組んでまいります。

次に、（4）みどりの食料システム戦略の有機農業の地域内拡大と学校給食の地産農産物導入の推進の課題を一体的に取り組む必要性についてですが、本市では令和4年度から令和6年度までの3年間、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、有機農業を拡大していくために様々な取組を行ってきました。

これまでの取組を通して、有機農業に取り組む生産者を増やすことや、有機農業の取組面積を拡大していくためには、安定した供給先の確保が必要との考え方から、学校給食向けに有機栽培で生産されたタマネギや洗い里芋の提供を試験的に実施し、供給品目及び供給先の可能性の検証を行ったところです。

実施後には、有機農産物を提供した農業者の方、学校栄養教諭、有機農産物納入業者の方などから、実施した内容や今後の学校給食で利用可能な品目、納入形態や納入数量等について御意見をいただきましたので、今後の学校給食での有機農産物の利用拡大、定着に向けて、それらの意見を生かしていくこととしております。

今年度も引き続き、有機栽培で生産された洗い里芋の学校給食への納入を実施することとなりましたので、現在、関係者と納入に向けた調整を進めているところであります。

学校給食への有機農産物の導入に当たっては、必要数量の確保、慣行栽培の農作物との価格差、販売可能な品目の選定など様々な課題がありますので、これらの課題を解決しながら、実施可能な規模や回数を増やしながら、学校給食への有機農産物の導入定着、利用拡大に取り組んでまいります。

加えて、有機農業の栽培技術を習得する機会が

少ないことも、有機農業に取り組む実践者が増えない要因の一つと考えておりますので、米沢地域有機農業推進協議会の有機農業実践者が講師となって実施する研修による栽培技術の習得に加え、販路面に関するサポートを行いながら、有機栽培実践者の増加につなげることで、本市の有機農業の拡大を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

[山口恵美子健康福祉部長登壇]

○山口恵美子健康福祉部長 私から、3、学童保育の公設化についての本市の考え方についてお答えいたします。

初めに、（1）公設化を否定する本市の考え方の理由は何かについてですが、現在、国の放課後児童クラブの状況調査において、社会福祉事業の2種事業として届け出たものによって区分しており、自治体が届け出た事業を実施する場合は公立、それ以外の者が届け出た場合を民立としています。

以前は、市町村において委託事業として民間が運営する場合を公設民営と集計しており、本市もそのように区分しておりました。

放課後児童クラブの実施に当たっては、厚生労働省からこども家庭庁に所管が移行された後も、学校の空き教室など公共施設を活用した運営が推奨されています。

本市においても、今まで実施主体の御要望をお聞きし、小学校の空きスペースやコミュニティセンターの利用及び廃止となった旧窪田児童センターの利活用に際し、支援を行ってきたところです。

本市の放課後児童クラブの成り立ちにおいては、篤志家の御厚意によるところが大きく、放課後児童クラブ用の施設を建設し、実施主体に貸付けを行っているケースが多くあり、市では実施主体が借用している物件に対して家賃補助を行う

など一定の支援も行っています。

実施主体側から公共施設利用の希望が出された場合は個別に対応してきたところであり、現在もその対応に変更はございません。

また、令和元年からは国の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用して、施設整備に対して補助を行い、さらに、その単独事業として、施設整備に要した費用のうち、補助基準額内で実施主体が負担した借入元金の85%に対しても補助を行っております。

この補助を活用して、令和5年度まで3つの実施主体が施設の改修を行っております。

令和9年度開校予定の広井郷小学校の放課後児童クラブについては、当該施設が小学校と併設となること、また内装などの改修ではなく、新たな水回りの工事や、軸体にも大きな影響がある工事となることから、工事の実施主体は市が行うこととしています。現在、設計を行い、令和8年度に国の補助事業を活用し、改修工事を実施する予定です。改修後には、他の公共施設や公共用地の貸付けと同様、事業実施主体へ無償で貸付けする予定です。

本市で放課後児童クラブの施設整備を行い、実施主体に貸し付けることにつきましては、新たな公共施設を整備することになることから、本市の公共施設等総合管理計画とも整合性を図る必要があると考えております。

また、本市の少子化は避けられない状況にあります。そのことも踏まると、課題は多くあると考えていることから、現段階で新たな放課後児童クラブの建設は検討していないところです。

放課後児童クラブの公共施設の活用については、小学校の近隣の貸家などの施設の有無や実施主体の状況など、各クラブの状況が異なることから、実施主体の意向や状況を確認しながら進める必要があると考えております。

次に、（2）学童保育の無償化に向けた課題に公設化の課題は入らないのかについてお答えい

たします。

放課後児童クラブ利用料無償化が実施された場合、利用児童数が増加することは想定しており、特に一部の学区においては、利用者数の増加により一時的に定員を超えることも想定されておりますが、特定の学区に限られること、また少子化の影響を考慮すると、一時的なものになると考えております。

のことから、無償化に伴う新たな公共施設の施設整備については、現在予定はしていないところです。

保育場所の確保につきましては、今後も実施主体の意向をお聞きしながら、連携を密にし、対応していく考えです。

次に、（3）民設では公設と比べ、施設整備にかかる保護者負担が重いのではないか。民設にした場合、施設整備にメリットは何かあるのかについてお答えいたします。

確かに、施設整備を行った実施主体においては、保育料の増額により対応する場合もあると考えられます。のことから、急激な保護者負担増とならないよう、借入れにより建設した場合、市独自に補助金を創設し、借入元金の一部に充てていただく支援を行っております。

各施設においては、将来の改修費などに対応するため、保育料とは別に施設整備費等を徴収し、積み立てているところが多くあります。それは、市が支払う委託料が国の補助金を活用しており、補助金のルール上、補助金は当該年度の支出にのみ適用されるものであることから、残金が生じた場合は返還の対象となり、余剰金を積み立てることができない仕組みとなっているためです。

また、令和元年から令和5年までに施設整備を行った4つの事業実施主体に、保育料の増額などの保護者負担を求めたか確認したところ、1事業所では借入金の返済や借入利息の変更に伴い保育料の増額を行っていましたが、3事業所は保護者負担を増額していない状況を確認いたしまし

た。

このように、将来の支出となる施設の維持管理のための経費の積立てが行われている施設も多くあることから、必ずしも施設整備により保護者負担が増加するということは一概に言えないものと考えております。

民設で施設整備を行った場合の実施主体のメリットですが、実施主体が自身の保育方針に沿った施設整備ができることが大きなメリットであると考えています。公共施設を活用する場合は、制約が多くあること、また改修を行う場合であっても、事前に市との協議が必要となり、場合によっては許可が出ない場合もあります。裁量権において、メリットが大きいものと考えております。

本市では、施設整備について実施主体から、公共施設の利用を望まず自主的に整備を行いたいという要望もいただいておりますので、今後も実施主体の意向確認をさせていただき、その意向に沿った対応をしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） まず、地球温暖化対策の実行計画の事務事業編のところでの、公共施設への対応ということで、再生可能エネルギーを導入していくと。それで、先ほど、目標値がありましたけれども、公共施設全体の50%、5割の施設に太陽光発電設備を備えると。それで、各施設については再生可能エネルギーの調達率を60%していくというのが基本ですね。

それで、再生可能エネルギー導入目標の概要版というのが出ているわけです。それを見ると、中間目標、2030年までに公共施設70か所と書いてあるわけです。そうしますと、先ほどロードマップをつくっているのかという質問をしましたら、ロードマップはつくっていないというお話をでした。そうしますと、この70か所、5割の施設にという話ですから、全体で140か所ぐらいの施設が米沢市にあるという想定だと思いますけれども、5割

ということで70か所。70か所というのは確定しているのでしょうか、ます。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 具体的な箇所づけまではしていないものと認識しております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 70か所の箇所づけはしていないと。それで今回、脱炭素先行地域に採択されたわけです。その地域については、資料を見ますと、およそ25の公共施設があるということです。そうしますと、残りの45の施設は脱炭素の先行地域の区域外の施設になるわけです。そこに2040年まで、先ほどの6割、60%のそれぞれ施設について再生可能エネルギーを導入していくことになるわけです。

それで、6月定例会でも答弁がありましたけれども、先ほども紹介がありましたが、今、米沢市の公共施設への再生可能エネルギーの導入率ということは3.5%だということになります。70か所の施設のうち、70か所が3.5%なのか、140か所全ての公共施設で3.5%なのか分かりませんけれども、いずれにしても非常に低い数値になっているわけです。

そうしますと、2040年の時点で70か所の公共施設、脱炭素先行地域25施設、脱炭素先行地域のモデル地域以外のところ、45施設について、どうやって再生可能エネルギー調達率を6割に引き上げていくかという課題が出てくるわけです。

それで、先ほど部長は、なかなか進んでこなかった理由として何点か挙げられたわけですけれども、その中で、建設コスト、物価高ということで、太陽光発電の施設のコストが高いということで、なかなか進まなかったということも答弁がありました。それで、その問題が一つ、私は大きな問題としてあるのではないかと思うわけです。

これをクリアしていかなかったら、やはりあと5年間で施設ごと6割の調達率というのはかなり難しい話だと思っているわけです。

例えば、この庁舎については、太陽光発電の設備は10キロワット程度あると答弁されていました。すると、残りの調達をどれだけしなければならないかという話になれば、6割というのは、どれだけの電力を使っているか分かりませんけれども、相当な再生可能エネルギー由来の電力調達をしなければ、この庁舎は2040年目標で達成できないと。

あるいは、この間、南成中学校の場合、お聞きしましたけれども、新設の公共施設については太陽光発電施設を積極的に上げるという方針だったわけですが、結果として15キロワット程度の設備しか上げられない。残りはどうするのかという話になりますけれども、相当程度の再生可能エネルギー由来の電力を投入しなければ調達できないということになるわけです。

それで、先ほど、各課に再生可能エネルギーの電力調達なども含めて、ちゃんとやりなさいという通知を出したというお話がありました。そうしますと、各課で自分たちの所管している施設一つ一つ、70か所について、どれだけの太陽光発電施設を上げればいいのか、どれだけの再生可能エネルギー電力を調達すればいいのかというのを一つづつ出していかなかったら、なかなか進まないわけです。

さらに、この費用、物価高でなかなかコストが高くて、年間全てに上げれば、全てというのは70か所なのか、140か所なのか分かりませんけれども、2,300万円かかるという答弁だったわけです。そうすると、2,300万円とは相当な金額で、非常に財政的には重たいわけです。それをクリアしながら目標値に近づいていくにはどうするかということになれば、やはり各課、一つ一つの課で、自分たちの所管する一つ一つの施設、トータル、2040年までの70か所について、どれだけコストがかかるのかということを計算する必要が私は出てくると思うのです。その辺のコスト計算というのはされているのですか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 まず、先ほどの70か所というのは、あくまで60%を達成するために大体そのくらいだろうということで、70か所というのを明確に目標にしているものでは、まずないということ드립니다。

その上で、私どもの目標としましては、新設の施設の60%以上に再生可能エネルギーを導入していくということで、それは施設ごとの使用電力量に対して60%ということですので、それを各施設ごとになるべく導入を進めながら、進捗状況を管理して、60%に近づけていくということ드립니다。

具体的に今の段階では、施設を明確にした上で、こうして年次的にやっていきましょうということころまではしていないということあります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 概要版には、2030年です。2040年は間違っていました。2030年まで公共施設70か所と書いてあるのです。それで、70か所は確定しているわけではないという答弁をしたけれども、いずれにしても5割という数字が、70施設だと書いてあるわけなので、それを基にしてお話ししているわけですけれども、先ほど申しましたように、ロードマップを2030年までのものをつくっていない。今年度、どの施設に太陽光パネルを上げていくのか。あるいは、再生可能エネルギーを6割まで引き上げていくのか。そういうことも、決まっていないという話ですね。

あるいは、施設について5年間で太陽光設備を上げる。あるいは、調達率60%に引き上げるにしても、年度ごとにきちんと、どの施設についてはこうだと、この施設についてはこうだと。トータル70施設について、こういう年度ごとに作業して、取組をして、2030年までに5割と60%の目標を達成するという緻密な計算、それからコスト計算をやらないと前に進まないような気がするのです。それはできていないということなのでしょうか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 具体的に積み上げて、コスト計算までしているものではありません。あくまで目標でありますので、まず、先ほども申し上げましたけれども、太陽光発電設備をなるべくPPAを活用しながら導入していくと。それと、地域新電力を活用しながら、再エネ由来の電力をなるべく公共施設で多く使っていくと。その上で、さらにそこで不足するような場合は、やはり大手電力会社の再エネプランへの切替えというのも考えていく方向で進めていくということでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 嗣議員） 今おっしゃっていたのが脱炭素の先行地域の話ですね。施設70か所です、2030年まで。脱炭素の先行地域には25か所しか公共施設はないと書いてあります。残り45か所は脱炭素の先行地域以外の施設になるわけです。そこは今おっしゃったような様々メリットを使いながら、財政コストを軽減しながら設置するということは難しい話なので、そちらのコスト計算をちゃんとしっかりとしなければ、私は計画目標は達成できないと思います。

それで、温暖化対策の実行計画の事務事業編を策定するに当たり、環境省でマニュアルというか、こういう手引書というのをつくっているわけです。ホームページを見ましたら。ずっと、米沢市が計画をつくるに当たって、マニュアルですか、それに従ってやってきたと想定されます。

それで、その何ページか、こういうのがあるわけです。大臣官房付で環境省令、今年の3月に出たということがあるわけです。それで、3ページに事務事業編策定による効果と。つまり、わざわざ事務事業編を策定するということにしているのは、それなりの効果があるからだということになっているわけです。

事務事業編を策定する場合、自治体に様々なメリットがあるので策定しなさいとなっているの

です。そこにはランニングコスト、光熱水費などの削減というのがメリットの一つに挙げられているわけです。あるいは、施設管理の効率化と。

それで、ランニングコスト、ここが先ほど、米沢市でやった場合に大体2,300万円、毎年増加になるという話では済まないということは、およそ考えられるわけです。2,300万円、毎年、再生可能エネルギー由来の電力で調達する。太陽光設備を上げたりなんかしたら、2,300万円もトータルでかかるといったら進まないと、ブレーキがかかるというのが容易に想定されるわけで、しかし国の事務事業編策定による効果として、ランニングコストが削減されていくと書いてあるわけです。

そして、ポイントとして、庁内での事務事業編への協力体制を構築することが難しい場合もあると。その際に、図のように事務事業編の推移は、多方面へのメリットがあることを伝えることによって、円滑な協力体制の構築が可能になると。つまり、多方面に事務事業編を策定したことによってメリットが出てくるということを職員各課のところに周知徹底しなさいと。そして、ランニングコストの削減ということもメリットの一つだとなっているわけです。

実際、米沢市の場合、2030年までの事務事業編による作業をやった場合、財政的なメリットは出てくるのですか。出でくれば前へ進むと思います。出でこなければ、ブレーキがかかって前へ進まないと、目標は達成できないということだと思いますが、どうなのでしょうか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 まず、先ほども申し上げましたが、市の公共施設に太陽光発電設備をなるべく多く導入していく。その際はPPAを活用して、初期費用のない形で、ただ、なるべく今の電力よりも安いプランでできないか、まず導入していくということが一つ。

その上で、地域の新電力会社と組んで、再生可能エネルギーを導入していくという場合、地域新

電力会社では、脱炭素先行地域とかF I Tで生み出した地域の再エネを調達して、今の公共施設の電力プランよりも安いプランとして提供したいとおっしゃっていますので、そういうものを活用することで、一定程度、コストのメリットが出てくるということはあると思います。

その上で、ただ、それは地域新電力会社の調達する電力に合わせた形での公共施設への導入というのも必要ですので、やはりそこは多少時間が必要だろうとも思っております。

その上で、2030年度までにそれが難しい場合は、大手電力会社の再エネプランもあるということです、その場合、やはり一定程度、証書分のプレミアムの価格が必要になってきますので、財政負担も出てくるというものでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 脱炭素先行地域のエリア内には25の公共施設があるということが書いてあるわけです。だから、さっきから繰り返し申し上げますけれども、残りは区域外のところに45か所あるわけです。それについてもPPA、屋根貸し方式でやるということなのですか。そうなれば、コスト削減ができる、大手電力よりも価格の安い電力を提供できて、公共施設のコストも下がっていくと思いますけれども、そういうことなのですか。私は脱炭素先行地域について、公共施設等にPPAを使うという話で、そのほかについては、PPAというやり方はする予定はないと思っていたけれども。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 おっしゃるとおり、まず脱炭素先行地域づくりのエリアの中でやっていくわけですけれども、そこから横展開ができるかどうかというところも今後検討はしていく課題だとは思っておるところであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） もう一回確認しますけれども、2030年まで公共施設70か所ですね。それ

で、脱炭素の先行地域の中については25か所と。残り45か所は、脱炭素の先行地域のモデル地域以外のところです。例えば、役所についてもモデル地域以外ですね。例えば、ここについてもPPA方式でやるということですか。そして、コストを下げていくと。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 先ほども申し上げましたけれども、箇所づけというのはあくまで全体の中での想定であります、明確に70か所としているわけではないということだけは、まず御理解いただきたいと思いますし、またPPAについては今後、横展開がどこまでできるかというところは検討課題ですので、例えば役所に新たにそれを設置していくということを今の段階では想定しているわけではないということでございます。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） いずれにしても、ロードマップをやはり緻密につくっていくしか、あと5年ですから、つくっていないとしたら、なかなか大変な話になるのではないかという気がしてならないわけです。各課で所管のところのこの施設については何年度にどういう方式で、コスト計算までして、やっていくということになると達成できないと思います。

それで、この計画では、事務事業編では、検証作業と公表ということが法律で義務づけられていて、そのこともうたわれているわけです。

それで、米沢市として、私はホームページを見ましたけれども、これまでのものについては評価、点検したということも見つけられなかつたし、それから公表ということについても、ホームページで公表しなければならないことになっていますけれども、見つけられなかつたのですが、これはされているのでしょうか。

○島軒純一議長 遠藤市民環境部長。

○遠藤直樹市民環境部長 申し訳ありませんが、今、私は承知していないところであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 法律上、義務づけられて、米沢市の計画でも、そういうことで点検、評価、それから公表していくと。それから、カーボン・マネジメント推進委員会というところで毎年2回でしたか、どれだけ進んでいるのかという点検、協議して、年1回、報告書を出すということで、市民の皆さん方を含めて、民間にも、これだけ事務事業ということで、公共施設、自治体がやっているということをきちんと示して、御理解を得るということになっていますので、これをやつていないとしたら、やはりきちんとやる必要があると思います。

次に、食材のところですけれども、学校給食の食材提供、文部科学省の、全国都道府県の、これは国の統計ですから、国産食材となっているわけですけれども、令和6年度の山形県の数字が出ておりました。地場産物59.5%と。山形県内産の食材、野菜、果物、様々、肉などありますけれども、59.5%、約6割です。

それで、どういうものがどういう状況になっているかといいますと、県の数字では、野菜は大体、令和5年から8年間で35%程度と。それから、果物とか肉とかなんかは60%から70%程度で推移しているということなのです。野菜35%、それから、ほかのものは60%から70%。

それで、米沢市の、先ほどの24%という数字ですけれども、6月の定例会では、今まで統計を取ってきたと。そして、コロナ禍の下で数字が落ちてきたので、こういう数字になっているという話でした。

それで、米沢市の数字を出していただいたものを見ていたのですが、平成19年ぐらいから統計を取っているようです。それで、野菜については置賜産の使用率ということで、平成20年あたりは26.6%ですけれども、平成21年あたりからは33%とか、30%半ばの数値をずっと確保してきたのです。それで、令和元年あたりから26.6%に減って、

それ以降、23%とか20%まで減っていると。果物は、ずっと20%、24%、23%の数字です。

今回、24%なり23%に設定していますけれども、過去に33%とか30%半ばを維持してきたという実績があるわけですが、なぜ、そういう平成22年度、平成23年度あたりの30%にできないのかと。その辺のところは、なぜ当時33%とか、そういう数字だったということは分析されているのでしょうか。

それから、第3次の今の米沢市の食育推進計画の策定時の目標の数字、これは策定が平成26年で、現状値に令和2年となっていますけれども、これは野菜に限ってしか数字は出ませんが、策定時、32.1%、野菜、目標値が35%。この目標値、令和7年、35%だと。しかし現状値、令和2年で26.6%だと。策定したときに、目標値を35%に掲げていたわけです。

だから、先ほど申し上げましたように、ずっと過去には30%、野菜については導入していたと。そして、35%はできるでしょうという目標数値を第3次の食育推進計画で出したと。しかし今回、二十何%という低い数字になっていると。そこがどうも理解できないのです。それなりの理屈があればいいのですけれども、コロナの影響と言いますが、コロナのときに給食が止まったということもありますけれども、導入率については関係ないわけです、それは。

それで、農業振興計画の目標、前回も申し上げましたけれども、10年間で僅か0.何%程度の引上げ率になるわけです、率は。野菜で、令和11年、24%が、令和16年で24%、現状維持だと。それから、令和4年が23.4%、令和16年、12年間で僅か0.6%程度の引上げ。それから、果物については22.7%から23%。0.3%の引上げと。あまりにも低いと思うのです。

だから、ここについて何らかの理屈があればですけれども、どうも理屈がないような気がしてならないわけです。先ほどのように、かつては30%

行ったと。農家数が減ったとかなんとか、先ほど、少量多品目でなかなか量が集まらないとかなんかという話がありましたけれども、そういうことも含めて、きちんとした理屈をやはり出していただかないと駄目かと思うわけです。

時間がなくなったのですけれども、それで、これをどういうふうにして導入を進めていくかということになったら、やはり、これは昨年の6月定例会でも提案しましたけれども、学校給食の関係者、生産者、それから消費する給食関係者、それから子供を持つ親御さん、全体でこの問題、課題を共有して前へ進めるという作業が、私はどうしても必要だと思うのです。

それで、やはり地産食材導入推進協議会とか検討委員会とか、そういうものを設置して、そこで、それぞれの課題が、生産者の課題、学校現場の課題、それから市民の皆さん方の地産食材についての思いや課題、そういうものをやはり出し合って、共通理解として全体で前へ進めていくという作業をやらないと、それぞれ給食現場と生産者の2者の関係での協議は実務的にはどうしても必要です。しかし、課題を全体として前へ一步二歩進めていくときには、こういう全体的な課題をそれぞれ、給食現場は、生産者の課題はどこにあるのか。そうしたら、生産者の方が気づかないような課題も提案していくと。そういうことで、そういう会議をつくっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○島軒純一議長 我妻産業部長。

○我妻重義産業部長 壽議員のおっしゃった、前に比べるとパーセンテージが落ちているというのは、一番はやはり生産者の減少があります。それと、県内の他自治体においては、県内産ということで目標値を立てていますが、米沢市の場合は置賜産、米沢市内で作られないものは置賜産で、置賜産で駄目なものは県内産ということで、ほかの自治体でもかなり、近隣市町から集めるということに主眼を置いてやっているので、若干数値はほ

かの自治体から見て、落ちてしまうということがあります。

あとは、議員御提案の部分については、当然生産者と学校、あと納入業者では打合せはしていますが、それに親子とか市民の方の御意見については別途どのように取れるかということで、今後検討したいと考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 教育委員会から、米沢産の野菜の食材と、それから導入率の表を頂きました。米沢産をあえて集計したというのは、米沢産について、もっと導入の品目、それから量を拡大していくという意図でつくられていると思いますので、ぜひこれを活用していただきたいと思います。

最後に、学童のほうですけれども、統合小学校についての学童は、父母負担というのは発生しないということでよろしいですか。

○島軒純一議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 建設に関しましては、父母負担というのは求めていないものです。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○21番（高橋 壽議員） 父母負担が発生しないということで、ほかのところの施設整備については、国の補助を整備事業で使った場合、父母負担は出るわけで、そこは格差が出てくるわけなので、やはりそこは調整していく必要があると思います。

以上です。

○島軒純一議長 以上で21番高橋壽議員の一般質問を終了いたします。

---

## 散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時20分 散 会